

# みどりのたより

67号 平成28年12月19日

## CONTENTS

新年あいさつ	1
<b>I. 行政情報</b>	
1. 平成27年度森林病虫害被害量について	6
2. 農薬取締法施行規則等の一部改正案に関する意見・情報の募集結果	7
3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成27年度水質調査結果	7
4. 平成27年度輸入食品監視指導結果の概要	8
5. 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指針(案)」に対する意見募集について	9
6. 蜜蜂被害事例調査(平成25～27年度)の結果及び今後の取組	10
7. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(2016.11月改訂)	10
8. 農業競争力強化プログラム	11
9. 平成27年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生について	16
<b>II. 緑の安全管理士会</b>	
1. 平成28年度「緑の安全管理士会」支部大会	14
2. 事務局からのお知らせとお願い	14
3. 支部大会(資格更新研修会)における事務局報告について	15
<b>III. 緑の安全推進協会</b>	
1. 「緑の安全管理士」187名が誕生	21
2. 資格更新研修会	21
3. 資格更新の要件など	22
4. 特別研修会を関東、東北(仙台市)で開催	22
5. 講師派遣	23
6. 農薬電話相談室	23
7. 「グリーン農薬総覧2017年総合版」のご案内	24
8. 農薬の適正使用等についての「リーフレット」	24
<b>IV. 平成28年度 植物防疫地区協議会資料 [抜粋(1～72頁)]</b>	
会議資料目次	25
<b>V. 「緑の安全管理士」資格認定・更新等の仕組み &amp; 届出様式等</b>	
1. 「緑の安全管理士」資格認定・資格更新等の仕組み	70
2. 「緑の安全管理士」連絡先等変更届出書	71
3. 「緑の安全管理士」認定証書及び認定証 紛失等再発行願い	72

## 新 年 の ご 挨拶

(公社)緑の安全推進協会  
会長 齊藤 登

新年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

緑の安全推進協会の「農薬を正しく理解し安全、適切な使用を確保する。」というその社会的な使命に対する期待が変わるところはないと常日頃から感じているところです。

当協会は平成7年に社団法人として農林水産省の認定を受けて以来20年を超える歴史を持ち、農薬の適正使用の推進と正しい知識の普及啓発をその活動の柱として歩みを進めてまいりました。平成25年度からは、新法人制度の下で公益社団法人として一層の社会的責任を自覚し活動を進めてきています。

我が国で使用される農薬は、農薬取締法に基づく登録制度により厳格な検査の上でその安全性が科学的に担保されております。そこでは、農薬使用に当たって農薬のラベルに記載された使用法や注意事項を守ることが、農産物の消費者や農薬の使用者、さらには周辺環境への安全を確保する前提となっています。

したがって、日頃から申し上げているとおり、この段階でいかに「農薬の適正使用」を徹底するかが農薬の安全確保にとっての最重要課題であります。

そのため、農薬に関する専門的知識を持ち、農薬使用の第一線で、実践的な指導監督を行いうる専門家として「緑の安全管理士」の存在意義があり、このことは「緑の安全管理士」の皆様が自覚されておられるところです。

一方、農薬をめぐる技術は日進月歩で、一度その資格を認定(取得)されたといえども、常に新しい知識を吸収し資質の向上に努めなければ、専門家としての社会的期待に応えられません。

そこで、「緑の安全管理士」には5年ごとの資格更新の制度が設けられているわけですが、日常的に最新の技術情報を積極的に収集・分析し身に着け現場で生かすためには、協会からの情報提供を活用するとともに地方支部大会を兼ねた更新研修に参加するなどの自らの研鑽・努力が不可欠となっています。

我が国の農業現場では就農者の高齢化・就農人口の減少が進む一方、農協改革、TPP 交渉等農業をめぐる情勢はめまぐるしく変化しており、これによる農業生産体制・耕作体系への影響は無視できないものと思われます。

このことは緑の安全管理士の現場における活動にも少なからぬ影響を与えるものであり、状況の変化に適切に対処していく努力が必要です。現在全国におられる 2,900 名あまりの管理士の皆さんの自覚と責任感に大いに期待するところです。

当協会としては、緑の安全管理士制度の更なる定着を実現し社会の期待に応えるべく、緑の安全管理士各位の積極的な参画を得つつ、地域活動の強化と組織の活性化を図るため、役職員一同、気持ちを一つにして精いっぱい努力してまいります。

会員各位のご支援を心からお願い申し上げます。

## I. 行政情報 **ハイライト**

### 1. 平成 27 年度森林病虫害被害量について（平成 28 年 9 月 7 日公表）

農林水産省林野庁は、松くい虫被害及びナラ枯れ被害について、平成 27 年度の都道府県の発生状況を取りまとめ公表した。

#### 【概要】 ①松くい虫被害量

北海道を除く 46 都府県で被害が発生。被害量は約 48 万 1 千立米(対前年比、約 7 万 9 千立米減)。最多被害年度(昭和 54 年)の約 1/5 の水準。

#### ②ナラ枯れ被害量

30 県で発生し、被害量は約 8 万 3 千立米(対前年比、約 4 万 3 千立米増)。最多被害年度(平成 22 年)の約 1/4 の水準。  
(本文 6 頁へ)

### 2. 農薬取締法施行規則等の一部改正案に関する意見・情報の募集結果について（平成 28 年 10 月 31 日公表）

農林水産省は、農業資材審議会農薬分科会及び同分科会検査法部会における議論の結果(「農薬原体の成分規格の設定に用いる試験成績について」)を踏まえ、農薬取締法施行規則等の一部改正を行うため、平成 28 年 9 月 9 日から 10 月 8 日までの間、意見・情報の募集を行い、その結果(3 件)を公表し、併せて関連通知を発出している。

#### 【主な改正点】

#### (1) 農薬取締法施行規則関連

農薬の登録申請の際に記載すべき事項(農薬原体の製造方法等)の明確化

#### (2) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」(農産園芸局長通知)関連

農薬の登録申請の際に提出すべき試験成績に「農薬原体の組成に関する試験成績」を追加すること、など。

#### (3) 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について(生産資材課長通知)

関連加水分解性に関する試験及び水中光分解性に関する試験について、実施を要しない場合を明確化。  
(本文 7 頁へ)

### 3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 27 年度水質調査結果(平成 28 年 9 月 16 日公表)

環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成 27 年度に地方自治体及び環境省地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめ公表した。

#### 【調査概要】

ゴルフ場数：515 ゴルフ場

総検体数：延べ 15,902 検体 (サンプル数×調査成分数)

検出状況：指針値の超過なし

(本文 7 頁へ)

### 4. 平成 27 年度輸入食品監視指導結果の概要（平成 28 年 8 月 31 日公表）

厚生労働省は、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果及び平成 27 年度輸入食品監視統計を公表した。

#### 【概要】

①輸入届出件数は 226 万件、輸入届出重量は約 3,190 万トン。これに対し 195,667 件について検査を実施し、このうち 858 件(うち残留農薬 137 件)を法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

※食品衛生法により、販売又は営業上使用することを目的として輸入する食品

等については、輸入者は厚労大臣に届出ることが必要。この届出に基づき、同法に基づく規格基準等に適合するか審査を行い、必要に応じ検査命令等を実施する。

②モニタリング検査は、95,090件を計画し、延べ97,187件を実施。このうち173件を法違反として、回収等の措置を講じた。

※違反の可能性が低い食品について検査を実施し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的とする。監視指導計画に基づき検査を実施する。  
(本文 8 頁へ)

## 5. 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指針(案)」に対する意見募集について (平成 28 年 11 月 17 日公表)

環境省は、ゴルフ場での農薬使用が原因となる水質汚濁を未然に防止するため、現状のヒト ADI を基に定められた水濁指針値に加え、新たに生態系保全の面から、水産動植物被害の防止に係る農薬登録保留基準に基づく指針値を設定する、パブリックコメントを行った。  
(本文 9 頁へ)

## 6. 蜜蜂被害事例調査(平成 25～27 年度)の結果及び今後の取組(平成 28 年 7 月 7 日公表)

農林水産省は、農薬と蜜蜂が減少する事例の発生との関連性を把握すること等を目的として、平成 25 年から 3 年間、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生を調査し、今般、調査結果を総合的に解析し、併せて、今後の取組について取りまとめた。

### 【結果のポイント】

- (1) 報告された被害事例数は 69 件(平成 25 年)、79 件(平成 26 年)、50 件(平成 27 年)。
- (2) 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、死虫からはカメムシ防除に使用可能な殺虫剤が多く検出された。
- (3) 被害件数が減少した都道府県に聞き取り等を行い、次の対策が有効である。
  - ・農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
  - ・巣箱の設置場所の工夫・退避
  - ・農薬の使用の工夫
- (4) 上記の対策により農薬による蜜蜂の被害は減少したが、北海道については、被害が減少していない。

### 【今後の取組】

- (1) 調査結果を踏まえ、次の取組を行う。
  - ・都道府県による対策の継続的な実施の促進
  - ・水稻のカメムシを防除する時期(7～9月)に、注意喚起のため、都道府県に通知を発出する。
- (2) 北海道は、農薬散布回数の削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進する。
- (3) 農林水産省は、対策の有効性を検証する等のため、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握する。
- (4) 農林水産省は、引き続き、国内外の知見を収集し、効果的な被害軽減対策を確立する等のために必要な調査研究を実施する。  
(本文 10 頁へ)

## 7. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(2016. 11 月改訂) (平成 28 年 11 月 22 日公表)

農林水産省は、平成 27 年 9 月 9 日改訂した取組 Q&A について、その後の状況を踏まえ見直しを行った。

- (1) Q&A は全 9 問で、追加はない。旧「Q5 農薬の蜜蜂への影響について、我が国では、どのような試験研究を実施しているのでしょうか」を廃し、「Q9 農薬による蜜蜂被害を防ぐため、今後どのような対策を行っていくのですか。」を追加。
- (2) Q の順番を入れ替え。旧 Q4⇒Q2、旧 Q2⇒Q4、旧 Q6⇒Q5、旧 Q7⇒Q6、旧 Q8⇒Q7、旧 Q9⇒Q8
- (3) Q1、Q2、Q5、Q6、Q7(表中の ARfD 値を更新(イダグロプリド、ニテンピラン、フィプロル))は、内容的な変更なし。
- (4) Q3「日本では、農薬による蜜蜂の被害はどの程度発生しているのですか」は、カメムシ防除に関する記述を新項目とし、内容を見直した。
- (5) Q4「農薬による蜜蜂の被害を防ぐため、日本ではどのような対策がとられているのでしょうか」は、製品ラベルの注意事項変更状況(7 割弱)の追加など、内容を見直した。
- (6) Q8「日本でも EU と同様にネオニコチノイド系農薬の使用を制限しなくてもいいのですか」は、項目構成、内容を見直した。(本文 10 頁へ)

## 8. 農業競争力強化プログラム (平成 28 年 12 月 9 日公表)

平成 28 年 11 月 29 日、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において、「農業競争力強化プログラム」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」を決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂版)」の中に位置づけた。

「農業競争力強化プログラム」に関する全国説明会配布資料を農林水産省ホームページで公表した。(本文 11 頁へ)

## 9. 平成 27 年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生について (平成 28 年 12 月 16 日公表)

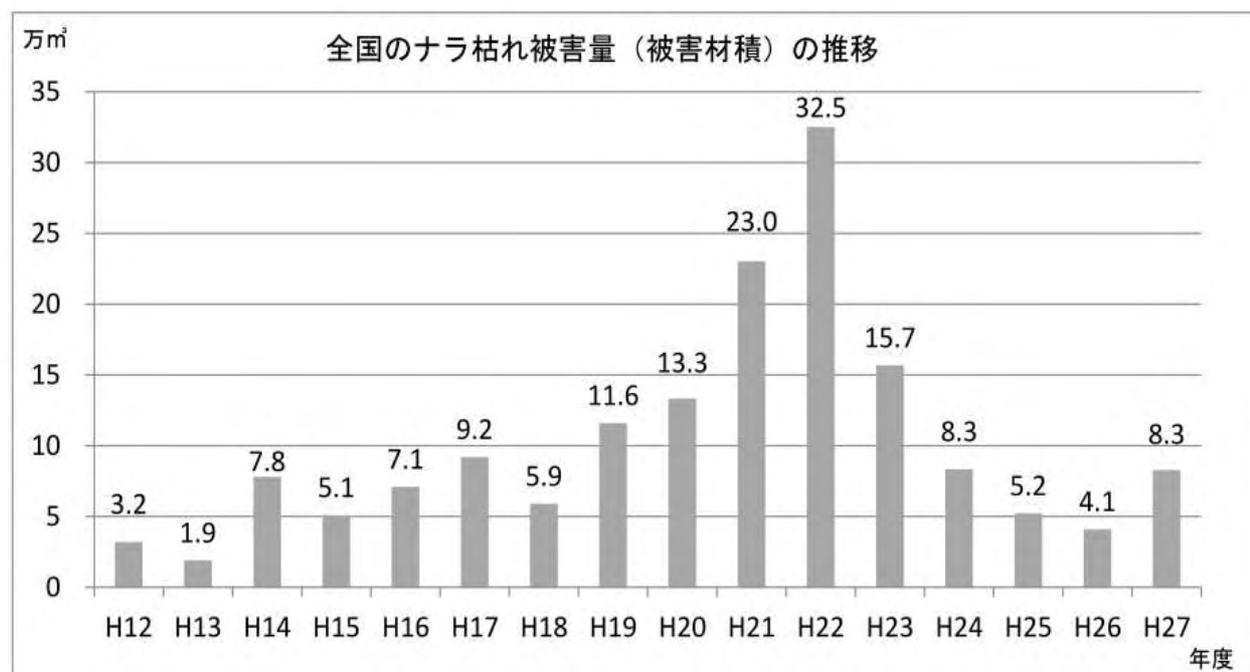
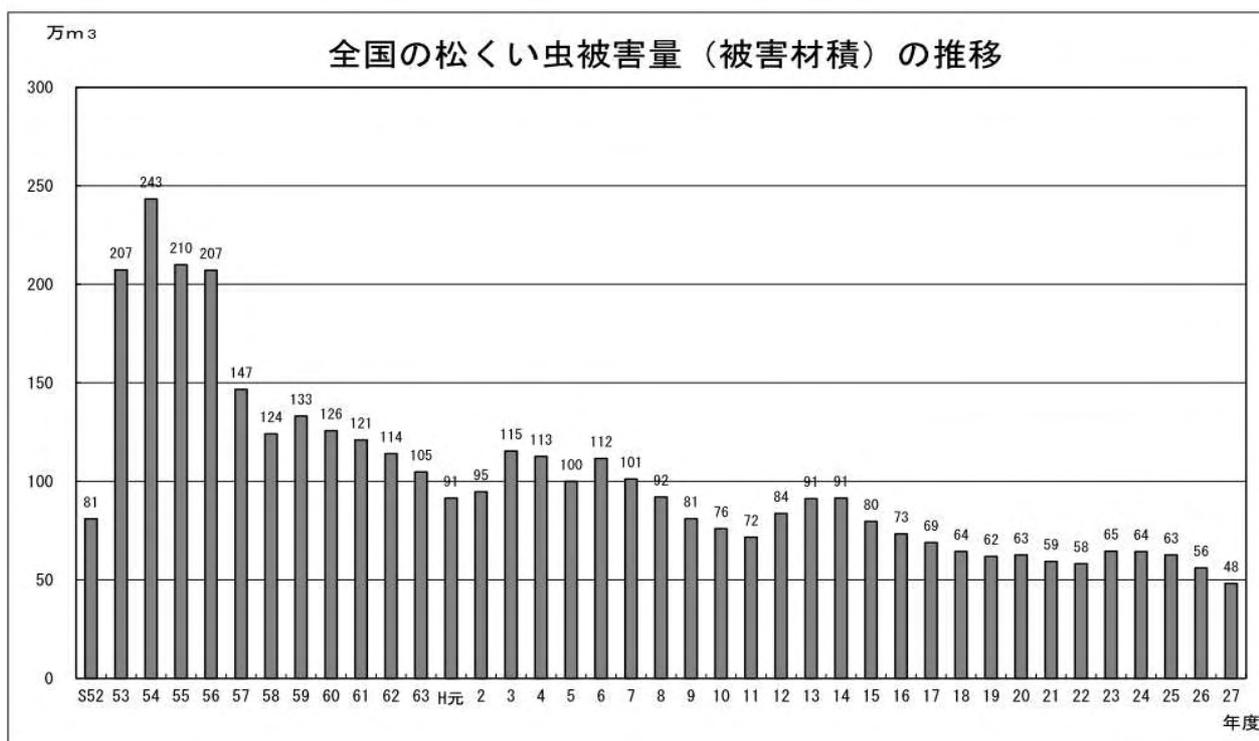
農林水産省は、厚生労働省と連携し平成 27 年度に発生した農薬の使用による人の中毒事故、農産物・家畜(蜜蜂を除く)などの被害の調査を全都道府県に依頼し、結果を公表した。

- (1) 人に対する事故 28 件 (65 人)
  - 死亡事故：散布中 1 件、誤用 6 件 (6 人)
  - 中毒事故：散布中 10 件 (33 人)、誤用 12 件 (25 人)
- (2) 農産物・家畜等に対する被害 12 件
  - 農産物： 9 件
  - 魚 類： 3 件

(本文 16 頁へ)

1. 平成 27 年度森林病虫害被害量について（平成 28 年 9 月 7 日公表）

農水省 HP：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hogo/160907.html>



2. 農薬取締法施行規則等の一部改正案に関する意見・情報の募集結果(H28/10/31 日公表)

e-Gov : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550002364&Mode=3>

3. ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 27 年度水質調査結果(平成 28 年 9 月 16 日公表)

環境省 HP : <http://www.env.go.jp/press/102985.html>

(別表1) 都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場数 <sup>注1</sup>		調査対象農薬数 <sup>注2</sup>		総検体数 <sup>注1,注2,注3</sup>		うち排水口調査検体数		指針値超過検体数	
		( )		( )		( )		( )		
北海道	46	(2)	49	(6)	394	(10)	124	(4)	0	(0)
青森県	1	(1)	5	(5)	5	(5)	5	(5)	0	(0)
岩手県	2	(2)	11	(11)	11	(11)	0	(0)	0	(0)
宮城県	4		43		116		5		0	
秋田県	2		5		6		0		0	
山形県	1	(1)	7	(7)	4	(4)	0	(0)	0	(0)
福島県	11		44		341		124		0	
茨城県	6	(1)	26	(3)	33	(3)	24	(3)	0	(0)
栃木県	59		108		1,823		350		0	
群馬県	2	(2)	6	(6)	6	(6)	6	(6)	0	(0)
埼玉県	28		65		553		168		0	
千葉県	7		44		243		34		0	
東京都	4	(1)	24	(10)	44	(10)	20	(10)	0	(0)
神奈川県	12		33		125		108		0	
山梨県	1	(1)	4	(4)	4	(4)	4	(4)	0	(0)
長野県	8		70		252		15		0	
新潟県	6		29		172		52		0	
富山県	8		61		441		441		0	
石川県	2	(2)	12	(12)	12	(11)	0	(0)	0	(0)
福井県	5		34		51		6		0	
岐阜県	5	(2)	18	(15)	28	(14)	0	(0)	0	(0)
静岡県	26		65		853		480		0	
愛知県	26		85		374		83		0	
三重県	3		3		6		0		0	
滋賀県	2	(1)	8	(3)	15	(3)	0	(0)	0	(0)
京都府	10		81		204		164		0	
大阪府	29		68		546		129		0	
兵庫県	79		106		4,043		426		0	
奈良県	24		42		840		385		0	
和歌山県	3		42		380		0		0	
鳥取県	1		71		148		20		0	
島根県	4		19		48		0		0	
岡山県	15		60		728		0		0	
広島県	8		58		432		432		0	
山口県	2	(1)	6	(4)	6	(4)	0	(0)	0	(0)
徳島県	1	(1)	7	(7)	6	(6)	0	(0)	0	(0)
香川県	12		44		480		0		0	
愛媛県	2	(2)	6	(6)	5	(5)	0	(0)	0	(0)
高知県	1	(1)	10	(10)	10	(10)	0	(0)	0	(0)
福岡県	12		86		1,018		375		0	
佐賀県	5		38		95		0		0	
長崎県	5		58		540		0		0	
熊本県	8		16		45		24		0	
大分県	2		15		74		0		0	
宮崎県	2	(2)	6	(6)	6	(6)	6	(6)	0	(0)
鹿児島県	12		76		332		58		0	
沖縄県	1	(1)	3	(3)	2	(2)	0	(0)	0	(0)
全国計	515	(24)	-		15,902	(114)	4,068	(38)	0	(0)

注1 総検体数は、(サンプル数×調査成分数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

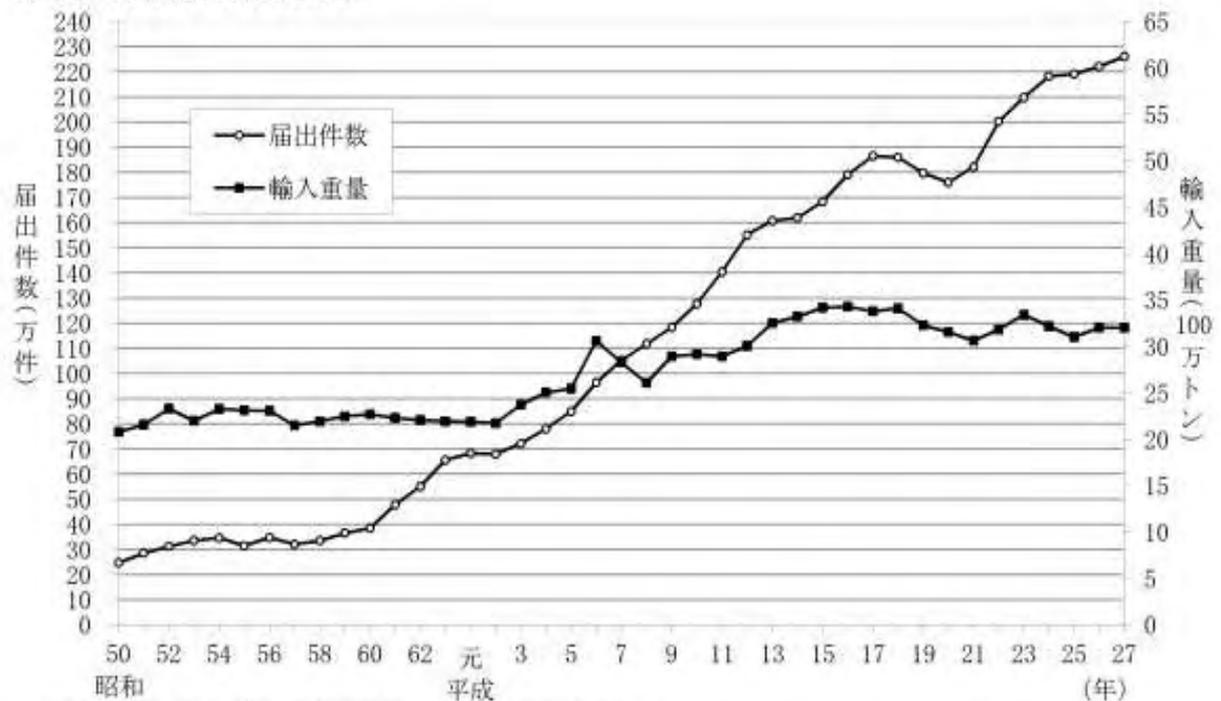
注2 総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3 カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査(内訳)したものである。

#### 4. 平成 27 年度輸入食品監視指導結果の概要（平成 28 年 8 月 31 日公表）

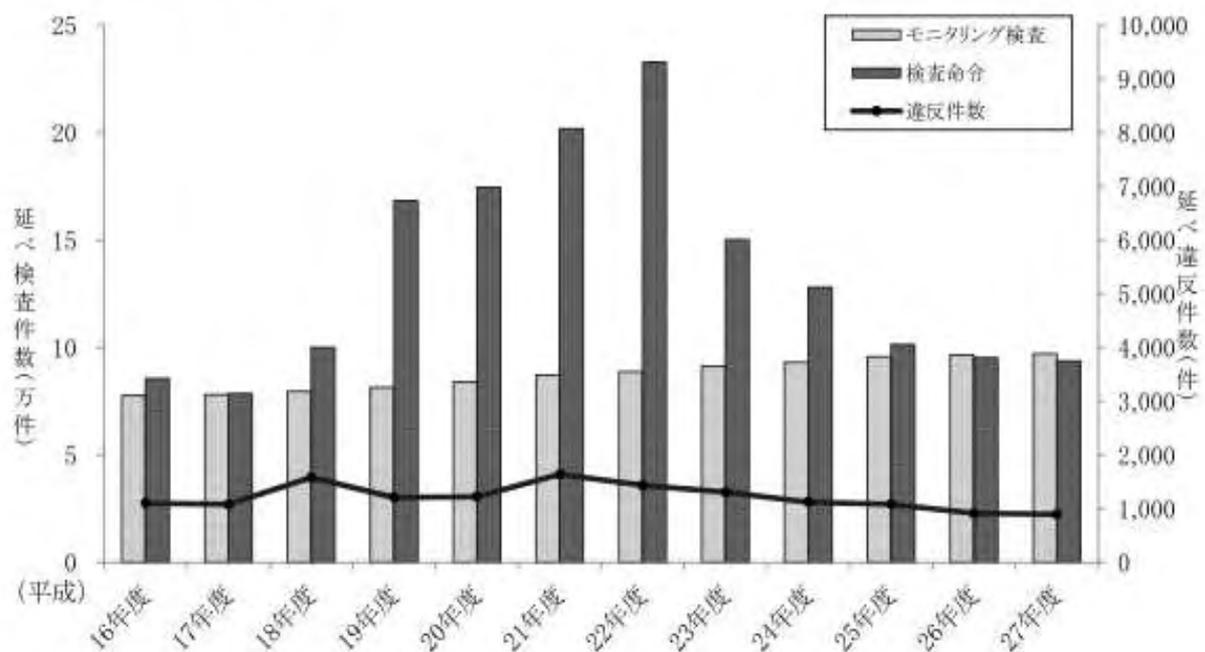
厚生労働省 HP：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000135049.html>

##### 1. 年別輸入・届出数量の推移



(注) 昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

##### 2. 年度別延べ検査件数<sup>\*</sup>の推移



<sup>\*</sup> 1件の届出に対して複数の検査項目を実施している場合があるため延べ検査件数での推移とした。

5. 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指針(案)」に対する意見募集について (平成 28 年 11 月 17 日公表)

環境省 HP : <http://www.env.go.jp/press/103235.html>

(1) 水濁基準値と水産基準値の比較

平成 28 年 11 月 1 日現在で水濁基準値の設定数が 236 件に対し、水産基準値の設定数は 329 件であり、93 件多い。

水濁基準値は一日摂取許容量 (ADI) を基に算出され、水産基準値は水産動植物の急性影響濃度を基に算出されていることから、それぞれの基準値は農薬によって差が生じ、236 件の水濁基準値のうち、111 件 (47%) の基準値は水産基準値よりも値が大きくなっている【参考 4】。このため、人畜に被害が生じるおそれがない排水水であっても、水産動植物に被害が発生するおそれがある。

水濁基準値の数		水産基準値の数	
	水産基準値より大きい値		水濁基準値・指針値なし
236	111 (47%)	329	87

※平成 28 年 11 月 1 日現在

○水産基準値の 10 倍値を水産指針値 (案) とした場合の指針値超過事例

調査年度	排水口調査検体数	超過数	超過農薬 (超過数/検体数)	水産指針値(案) ( $\mu\text{g/L}$ )	最高値 ( $\mu\text{g/L}$ )	水濁指針値 ( $\mu\text{g/L}$ )
22	6,881	2	ダイアジノン (2/187)	0.77	3.0	50 (暫定)
23	7,599	2	ダイアジノン (2/164)	0.77	0.8	50 (暫定)
24	7,030	1	アゾキシストロピン (1/150)	280	400	4,700
		2	オキシ銅 (有機銅) (2/110)	18	40	200
25	7,351	2	イミノクタジンアルベシル酸塩 及びイミノクタジン酢酸塩 (2/122)	27	52	60 (暫定)
26	4,762	0	—	—	—	—
27	4,067	1	オキシ銅 (有機銅) (1/59)	18	19	200
		1	ダイアジノン (1/87)	0.77	10 <sup>*</sup>	50 (暫定)

※ 有機リン系殺虫剤であるダイアジノンについては、魚類の急性影響濃度 ( $610\mu\text{g/L}$ )、甲殻類等の急性影響濃度 ( $0.077\mu\text{g/L}$ ) 等の毒性試験を基に水産基準値が  $0.077\mu\text{g/L}$  に設定されている。このため、排水口で最高値  $10\mu\text{g/L}$  が検出された事例では、その後公共用水域では 10 倍以上に希釈されて  $1\mu\text{g/L}$  以下になると見込まれることから、急性影響濃度と比べると魚類への影響は低いと考えられるが、甲殻類等への影響が懸念される。

6. 蜜蜂被害事例調査(平成 25～27 年度)の結果及び今後の取組 (平成 28 年 7 月 7 日公表)  
農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/160707.html>

7. 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(2016. 11 月改訂)(平成 28 年 11 月 22 日公表) 農水省 HP : [http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n\\_mitubati/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html)

### 農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組(2016. 11 月改訂)

農薬は、品質の良い農産物を安定的に国民に供給するために必要なものです。しかし、農薬は、環境に放出されることが多いため、使用する際には蜜蜂などの有用生物やその他の周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要です。

花粉媒介昆虫として重要な蜜蜂には、いろいろな種類がありますが、我が国で、果樹・野菜の授粉、ハチミツの生産等に活用されているのは、主としてセイヨウミツバチ(外来種)です。

欧米では、2000 年代より、蜜蜂が越冬できずに消失したり、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり蜜蜂の群が維持できなくなるという、いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD)が多く報告されており、世界中で蜜蜂の減少への関心が高まっています。

CCD を含む蜜蜂の減少の主な要因として、欧米豪では、「ダニ等の寄生虫や害虫」、「病気」、「栄養不足」、「農薬」、「周辺環境の変化」、「異常気象」などが挙げられており、いくつかの要因が複合的に影響していると考えられています。

そこで、近年、蜜蜂を保護する取組を各国政府が進めています。

- ①米国政府は、花粉媒介者保護タスクフォースを立ち上げ、2015 年に蜜蜂を含む花粉媒介者の生育地の保護などを目標とした国家戦略を公表しました。
- ②欧州では、2013 年 5 月、欧州委員会が、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定しました。また、欧州食品安全機関は、蜜蜂の健康への取組に関するウェブサイトを立ち上げ、蜜蜂への種々のストレス要因に関する情報等を公開しています。
- ③豪州では、2010 年から、農業生産に資する蜜蜂の健康保護のため、政府機関と企業、養蜂家等の間で蜜蜂の調査を行っています。

我が国では、現在まで CCD は報告されていませんが、農林水産省は、農薬が原因と疑われる蜜蜂被害の全国調査、被害を減らすための対策の推進等の取組を行っています。これらの取組を、Q&A 形式の「農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組」として作成し、広く国民の皆様にご覧いただけるよう、農林水産省のウェブサイトで 2013 年 8 月から紹介しており、定期的に見直しを行っています。

#### お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局  
農産安全管理課農薬対策室  
代表：03-3502-8111 (内線 4500)  
ダイヤルイン：03-3501-3965  
FAX：03-3501-3774

目 次

1	生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の 仕組みの見直し	1
2	生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる 流通・加工の業界構造の確立	4
3	農政新時代に必要なる人材力を強化するシステムの整備	7
4	戦略的輸出体制の整備	10
5	全ての加工食品への原料原産地表示の導入	12
6	チエックオフ導入の検討	15
7	収入保険制度の導入	16
8	真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度 の見直し	25
9	農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	28
10	飼料用米を推進するための取組	29
11	肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	
12	配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	30
13	牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	32

1 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し

(1) 生産資材価格の引下げ

生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化を図るため、以下のとおり取り組む。

その際、農林水産省、経済産業省をはじめ政府一体となって取り組む。

① 生産資材は、農業の競争力を左右する重要な要素であり、国内外の生産資材の生産・流通・価格等の状況を定期的に把握し、公表する。

また、国は、民間活力を最大限に活用しつつ、生産資材の安定供給と価格引下げのための施策の具体化に努める。

② 生産資材に関する各種法制度（肥料・農薬・機械・種子・飼料・動物用医薬品等）及びその運用等（法律に基づかない業界団体による自主的な規制も含む）について、国は定期的に総点検を行い、国際標準に準拠するとともに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。特に、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

③ 国は、各種生産資材について、メーカーが、適正な競争状態の下で、高い生産性で生産し、国際水準を踏まえた適正な価格で販売する環境を整備する。

公正取引委員会も、こうした観点で、徹底した監視を行う。

④ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種生産資材の購入先について、価格等を比較して選択できる環境を整備する。

⑤ 多品種少量生産が低生産性の原因となっている種類の生産資材（肥料等）については、国は、産地の声をよく聞きながら、各都道府県・地域の施肥基準等の抜本的見直しを推進し、銘柄数を絞り込む。

⑥ 生産性の低い工場が乱立している種類の生産資材（肥料・飼料等）については、国は、国際競争に対応できる生産性の確保を目指した業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

⑦ メーカーが寡占状態となっている種類の生産資材（農業機械等）については、国は、ベンチャーを含めた企業の新規参入を推進することとし、参入しようとする企業に対して、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

⑧ 国は、開発目標（適正機能・合理的価格）を明確にして、民間企業・研究機関・農業者等の連携により国際競争性を有した農業機械の開発を

促進する。

また、時代のニーズと合わなくなっている農業機械化促進法を廃止するための法整備を進める。

⑨ 農業については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農業取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。

⑩ 戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。

そうした体制整備に資するため、地方公共団体中心のシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するための法整備を進める。

⑪ 上記改革を推進するため、生産資材に関し、国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を進める。

⑫ 上記改革を推進するため、金融機関による生産資材関連産業の生産性向上に資する経営支援や資金供給の促進、政府系金融機関や農林漁業成長産業化支援機構等との連携強化等を図る。

(2)(1)に関連する全農の生産資材の買い方

① 全農の購買事業の見直し

生産資材価格の引下げを図るには、生産資材業界の業界再編と合わせ、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化する組織に転換するべく、以下の改革を実行する。

○ 全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織に転換する。

○ 全農は、農業者・農協の代理人として共同購入の機能を十分に発揮する。また、全農は、農業者・農協に対し、価格と諸経費を区別して請求する。

○ 改革後の全農は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争力等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組み

を整備する。

○ 上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。

② 全農（子会社を含む。）の生産資材関連事業の在り方

○ 全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料（肥料原料、飼料原料など）を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行う。

○ 全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずる。

○ また、全農による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱う。

9. 平成27年度 農薬の使用に伴う事故及び被害の発生について(平成28年12月16日公表)

農水省 HP : <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/161216.html>

(別紙)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況(平成23～27年度)

1. 人に対する事故

(単位:件(人))

区分		年度				
		23	24	25	26	27
死	散布中	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	誤用	8 (8)	2 (2)	4 (4)	5 (5)	6 (6)
	小計	8 (8)	2 (2)	4 (4)	5 (5)	7 (7)
中	散布中	10 (18)	18 (36)	11 (12)	11 (22)	10 (33)
	誤用	18 (22)	18 (22)	13 (18)	13 (13)	12 (25)
	小計	28 (40)	36 (58)	24 (30)	24 (35)	22 (58)
毒	計	36 (48)	38 (60)	28 (34)	29 (40)	28 (65)

(注)・集計した事故には、自他殺は含まない。  
 ・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。  
 ・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。  
 ・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。  
 ・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複があり。

(原因別)

(単位:件(人))

区分		年度				
		23	24	25	26	27
マスク、メガネ、服装等装備不十分		7 (12)	5 (5)	3 (3)	3 (3)	4 (4)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露		1 (1)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	2 (3)
長時間散布や不健康状態での散布		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
防除機の故障、操作ミスによるもの		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
散布農薬の飛散によるもの		0 (0)	1 (1)	4 (4)	1 (1)	1 (7)
農薬使用後の作業管理不良		2 (5)	7 (25)	4 (5)	5 (16)	3 (20)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食		16 (17)	16 (16)	11 (11)	14 (14)	11 (11)
薬液運搬中の容器破損、転倒等		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
その他		2 (5)	1 (5)	2 (7)	1 (1)	1 (12)
原因不明		8 (8)	3 (3)	4 (4)	3 (3)	5 (5)
計		36 (48)	38 (60)	28 (34)	29 (40)	28 (65)

2. 農作物、家畜等に対する被害

(単位:件)

被害対象		年度				
		23	24	25	26	27
農作物		8	14	10	11	9
家畜		0	0	0	0	0
蚕		0	0	0	0	0
蜜蜂		8	11	二*	二*	二*
魚類		10	6	5	2	3
計		26	31	15	13	12

※農薬による蜜蜂の被害については、平成25年度から平成27年度にかけて本調査とは別に調査を実施したため、本調査の調査対象から除外した。

3. 自動車、建築物等に対する被害

(単位:件)

被害対象		年度				
		23	24	25	26	27
自動車		0	0	0	0	0
建築物		0	0	1	0	0
その他		0	0	2	1	0
計		0	0	3	1	0

## Ⅱ. 緑の安全管理士会（12月末現在）

### 1 「緑の安全管理士会」支部大会(兼更新研修会)

11月21日(月)の北海道支部から開催しており、平成29年1月20日(金)の近畿支部をもって終了の予定です。

支部大会としては、支部長より管理士会役員会の報告と収支予算などの概要について説明しています。

更新研修のテーマは、(1)農薬をめぐる最近の動向(農林水産省)、(2)農薬に係る環境リスク評価とリスク管理(環境省)、(3)農薬の登録状況を巡る話題[北海道を除く](FAMIC)、(4)農薬散布に用いる無人航空機(ドローン含)の現状(農林水産航空協会)としています。[・・・前年度アンケートの要望等を反映しました。]

なお、参加された管理士の方々の意見や要望はアンケート形式で把握することで次年度の研修会への反映に努めていますので、ご協力をお願いします。



### 2 事務局からのお知らせとお願い

#### (1)「みどりのたより」に平成28年度植物防疫地区協議会資料(抜粋)を掲載

平成28年11月10日から11月25日の間、農林水産省は各農政局に都道府県の植物防疫関係者を参集して、「平成28年度植物防疫地区協議会」を開催し、最近の情勢についての情報提供、各都道府県からは当該年度の病虫害発生状況、農薬の適正使用に係る取り組み、防除指針に記載する農薬に係る追加試験の現状などについて情報交換が行われました。

植物防疫地区協議会で配布された農林水産航空事業については、資料編を含めて『資格更新研修会資料』に収録して参加者へ配布しています。

同地区協議会資料(抜粋)を本号に収録することで、管理士の方々への迅速な伝達へ努めています。[平成27年度 管理士管理士会役員会確認事項]

#### (2)「みどりのたより」へのご意見、ご投稿をお待ちしています

「みどりのたより」には、緑の安全管理士の皆さんの活動状況を掲載して、相互の情報交換あるいは意識の向上に役立てたいと考えています。皆様のご意見、記事、写真などの投稿をお待ちしております。

#### (3)メールアドレス登録者へのメールマガジンの提供(12月現在)

メールアドレスを登録の管理士819人(27年:626人)には、発生予察情報や農薬登録情報などをメールマガジンとして43回発信しました。

今後とも提供できる情報を増やすとともに速やかにお届けする予定です。

将来的には支部(地域)活動の展開を図る上からも会員相互の連絡ネットワークの構築は重要と考えています。管理士の皆様には、趣旨をご理解のうえ「連絡先等変更届」を用いてメールアドレスの登録をお願いします。

既に登録済みの方は不要です。

メールマガジンの配信が不要(停止)の方は、同変更届出にてご連絡(FAX、電子メール等)して下さい。

[送付先：FAX:03-5209-2513 Mail:[midori-kanrishi@midori-kyokai.com](mailto:midori-kanrishi@midori-kyokai.com)]

#### (4) 平成 29 年度「緑の安全管理士会」役員会の開催予定

平成 29 年度の緑の安全推進協会総会は、平成 29 年 6 月 22 日(木)を予定しています。なお、緑の安全管理士会役員会は同 6 月 23 日(金)午後の予定とさせていただきます。

### 3. 支部大会(兼資格更新研修会)における事務局報告について

今年度も「緑の安全管理士」資格更新研修会の事務局報告を機会に会場での説明の要点を紹介します。

緑の安全管理士の責務と一層の知識・能力向上、更には信頼度アップを狙って、全管理士による PDCA(注)を提案しています。

管理士の皆さんが活動されている経験には、成功事例もあれば失敗事例もあり、中には優良な事例もあれば失敗に近いヒヤリハットの事例もあるのが現場です。

このような多様な事例を集大成することで、管理士会としての素晴らしい財産(例:ヒヤリハット集)ができるはずだと考えています。

まずは、アンケートによりヒヤリハット事例を収集して(既に2年分蓄積)、これを基にリスクを抽出、リスクの評価を行って、優先度の高いリスクから対策(周知と対応)を講じて、その結果の検証を実施すべく、当協会のゴルフ場(防除を兼ねる)部会でこれらのシステム化を検討中です。

アンケート用紙(両面)をもって管理士個々からの情報提供をお願いするものであり、これが管理士会としての活動の駆動力になることをご理解頂きたい。

また、当然にすべての管理士は、最新の規制等の情報や動向をキャッチアップするとともに、防除現場における優良事例や失敗事例から学習したり参考にすることで経験値を高めることが必要となります。

また、水産動植物への影響に係る注意事項がラベルに記載されるようになってきていること、ゴルフ場排水口での指針値による指導の実態等も紹介した。

優良事例としては、先進的に取り組んでいる県の「農業生産の安全安心と残留農薬モニタリング」を取り上げて説明した。

別途、管理士からの過去 2 年分のヒヤリハット・指摘・質問・意見に対しては、Q&A 形式で回答を作成した(PPT の後 4 枚)。

作業者の安全性に係る情報(防毒マスクの洗浄と繰り返し使用等)もあったので、管理士の方々は良く読んでおいて欲しい。

また、そのような作業をする人を目にしたり、聞いたりした時には、積極的にその危険性を指摘するとともに、管理士として持ち得ている指導力を発揮して頂きたい。

#### 注)【PDCA】

「Plan・Do・Check・Action」のそれぞれの頭文字を並べた言葉です。それぞれの意味は、「Plan:計画を立てる。Do:実行する。Check:評価する。Action:改善する。」のように説明されています。

使われ方としては、「PDCA サイクル(P⇒C⇒D⇒A→P→C・・・)」 = 「クルクルと回し、継続的に改善していく。」こととなります。

## 平成28年度更新研修会(支部大会)プログラム

- 支部大会(支部長報告、その他)
  - 更新研修
    - 農薬をめぐる最近の動向(農水省)
    - 農薬に係る環境リスク評価とリスク管理(環境省)
    - 農薬登録を巡る話題(FAMIC、北海道を除く)
  - トピックス
    - 農薬散布用の無人航空機(含ドローン)の現状(農水協)
- 事務局報告**

2016/12/16

## 緑の安全管理士会(報告事項)

役員：水流域会長、舟山茂副会長、他支部長

支部大会での報告事項

- (1) 研修会の実施(案内の通り)
- (2) 事業計画及び収支予算(資料の通り)
- (3) 事業報告及び収支決算(同上)
- (4) 規約の変更(報告事項なし)
- (5) その他管理士会の運営などに関する必要な事項

事務局報告

- (1) メールアドレス登録とメールマガジン配信
- (2) 更新研修の継続的改善
  - 事後アンケートの提出(意見・提言・提案等)
- (3) 長期の有資格者の処遇(ゴールド会員等)
- (4) 知名度向上の為に各自「緑の安全管理士」を名刺に(必要な業界では「農薬管理指導」を付しても良い)

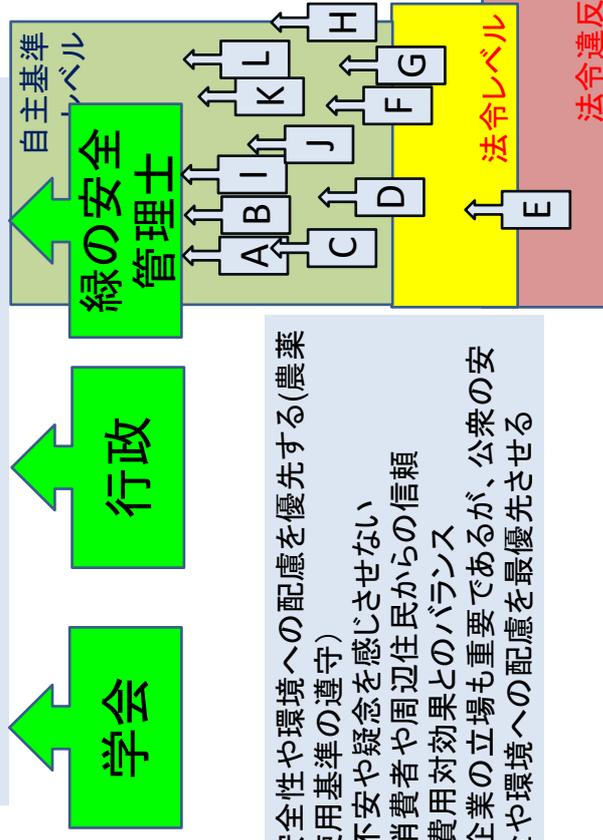
2016/12/16

## 緑の安全管理士の責務

- 「緑の安全管理士」は、植物防疫、農薬等に関する法令を遵守しなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、病虫害、雑草に的確な防除及び農薬の安全適正な使用に関する知識並びに技術の習得・向上に努めなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、農薬の安全適正な使用及び病虫害、雑草の的確な防除に関する知識と技術の普及並びに指導を積極的に行わなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、自覚と誇りを持って活動することにより作物の保護及び保全に貢献しなければならない。
- 「緑の安全管理士」は、管理士活動を通じ資格の権威高揚に努め、国民の信頼に応えなければならない。

2016/12/16

## 緑の安全管理士への信頼



- 安全性や環境への配慮を優先する(農薬使用基準の遵守)
  - 不安や疑念を感じさせない
- 消費者や周辺住民からの信頼
  - 費用対効果とのバランス
- 企業の立場も重要であるが、公衆の安全や環境への配慮を最優先させる

## 緑の安全管理士会での取組

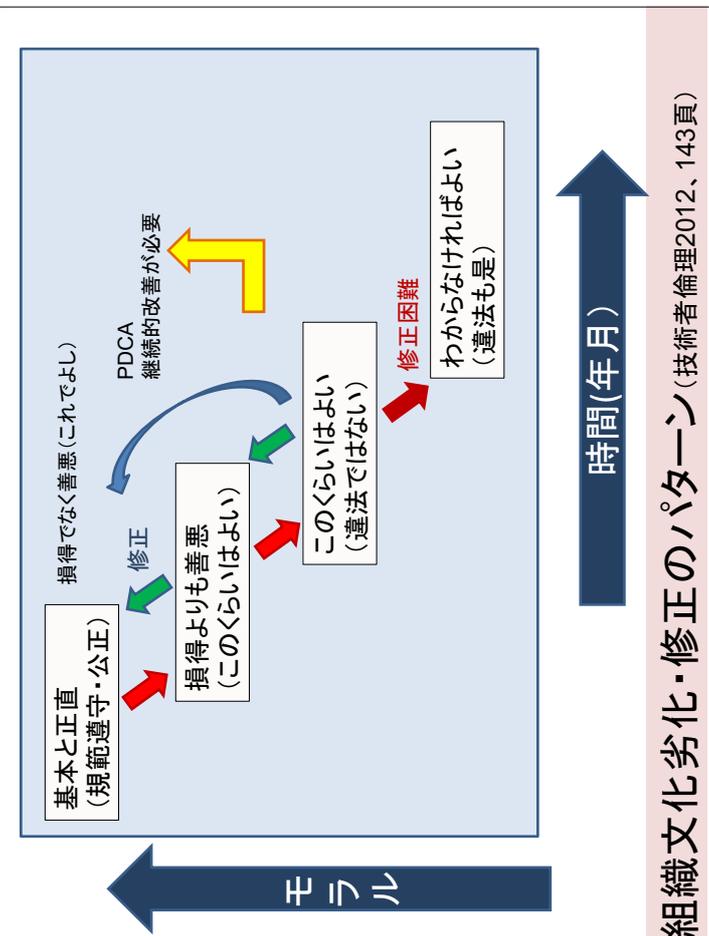
- 組織化・ルール化  
PDCAとコミュニケーション
- リスク(課題)の抽出  
全会員の参画
- リスク特定と分析
- リスク評価
- リスク対応
- モニタリング・レビュー(共有化)



## 緑の安全管理士会での取組

- 組織化・ルール化(視点を消費者、一般の人々に)  
PDCAとコミュニケーション
- リスク(課題)の抽出  
全会員の参画
- 全会員(2,900人)からヒヤリハット事例、失敗事例、成功事例、改善提案等の報告  
集約して共有財産(経験知)に
- 事例の整理、リスクの特定、分析
- リスク評価と対応を会員へフィードバック(P)  
実施(D)
- 結果の報告と改善提案(C)
- 次年度のリスク対応に反映(A)
- 活動のレビューと記録化

組織文化劣化・修正のパターン(技術者倫理2012、143頁)



## 手順を確認してリスク抽出、ヒヤリハット記録 (公園等の病害虫管理の例)



1	責任体制の確認
2	RM目的の共有
3	作業手順
4	法令・基準と届出・手続
5	薬品・器具の管理
6	5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)

1	防除計画と諸届・手続き等
2	植栽、維持・管理
3	早期発見と防除の方針
4	地域住民との調整
5	防除作業
6	後始末・廃棄物処理
7	被害・防除効果の確認
8	評価とフィードバック

# 事例、ヒヤリハットや提言・意見の分類

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
ゴルフ場・緑地					
家庭園芸					
農耕地					
その他(共通も含む)					

各カラムでヒヤリ・ハットやリスクを抽出して、対策！  
 「緑の安全管理士」の経験知を積上げ、信頼と名声を得よう！

### 事例、ヒヤリハットや提言・意見のPPDCA

分野	薬剤	法令等	知識・情報・用語	散布作業等	その他
ゴルフ場・緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>非農耕地除草剤は農耕地等で使用は無効。農薬の使用になり違法。販売時にはその旨を表示する。農薬部分でも非農耕地用除草剤がある。</li> <li>芝草が多様化しており通用拡大が欲しい。緑化樹木に適用が広がる新剤が少ない。</li> <li>グリホサートの発がん性の説明が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非農耕地除草剤は違法ではない。農耕地等で使用は無効。農薬の使用になり違法。</li> <li>運搬業者で動物を見える場所に置いていない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ラベル内容の確認しない。</li> <li>適業者者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>HCで防除効果を得た。農薬でない資材の販別は違法(農薬自衛法)に投書。</li> <li>HCの農薬販売は情報も指導もよく、要改善！</li> </ul>
家庭園芸					
農耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>木酢や竹酢を農作物に使用している。特定農薬として今後評価を受けるもので、現状は自己責任ですが、使用しないようにしてください。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭では理解せず農薬を使用する実態あり。</li> <li>キャップで計量する農家も</li> <li>防護具をラベル通り着用すると夏場ハウス等は倒れる危険がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後作物への注意書きチラシが必要</li> <li>MHK番組などで無農薬リンゴが放映</li> </ul>
他(共通も含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ARID等の理由で登録変更、削除情報に的確に</li> <li>作物グループ化のメリット・デメリットが知りたい。</li> <li>「精油剤」が販売、水稲栽培で使用されている。スクリーンゴ外防除目的であれば違法、また魚毒性が高いので危険(農薬自衛法)に投書すること。</li> <li>自家製農薬、タノコ抽出液等、特定農薬登録リストから外れており、現在では使用できない。</li> <li>作物別農薬セット販売は可能か、違反ではない。でも病害虫発生が早い年もあるので、使用しない薬剤もてくるかもしれない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空容器的処理が都道府県で異なる。</li> <li>広島県では農薬管理指導員士制度は廃止されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>混用の適否、原則混用は避けるが実施例がある場合のみ可</li> <li>IPM情報が欲しい。</li> <li>農薬使用防止、特に高齢者</li> <li>散布機やタンクを洗剤で洗浄している。</li> <li>マスコ吸入を何度も繰り返して使用している。極めて危険で警告すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散布資液の処理方法が徹底されていない。</li> <li>TV番組「鉄腕ダッシュ」でストチュー(貯十液)が農薬でないとして取上げ。</li> </ul>	

別紙に意見や回答を記載

## 2015-6年の違反事例 国内産農産物(平成28年10月31日現在)

違反発生年月日	生産県	対象農産物	検出農薬成分	検出値 ppm	残留基準値 ppm	対応措置	原因	検査機関
平成27年8月9日	京都	枝豆	チアプロリド	0.04	0.01	回収	不明(適用外)	保健環境研究所
平成27年10月5日	青森	しゅんぎく	トリアゾピラ	1.6	0.01	自主回収	器具洗浄不足	JIA自主分析
平成27年10月8日	山口	ほうれんそう	エトエンブロキサ	0.05	0.01	回収命令	飛散(隣から)	岩国環境保健所
平成27年11月5日	山口	こまつな	エトエンブロキサ	0.10	0.01	出荷停止	飛散(隣から)	県環境保健センター
平成27年11月19日	福島	しゅんぎく	ピラエトリン	0.13	0.01	自主回収	飛散(隣から)	相双保健所
平成27年12月4日	岩手	にら(ハウス)	タイジン	0.4	0.1	自主回収	調査中(定額時作条土壌混和)	県本部
平成27年12月11日	山口	しゅんぎく	エスブロピラ	0.03	0.01	回収命令	麦畑から飛散	県環境保健センター
平成27年12月10日	岩手	しゅんぎく	エトエンブロキサ	0.03	0.01	自主回収	飛散?他作物も	二戸保健所
平成28年1月29日	福島	しゅんぎく	イソプロキサ	0.10	0.01	自主回収	後作残留(?)	JIA自主検査
平成28年2月10日	茨城	にら	プロキサ	0.2, 0.3	0.01	自主回収	不明	国直農政局
平成28年2月23日	神奈川	かぶ(葉)	ピラエトリン	0.07	0.01	回収	?	横浜市保健所
平成28年4月25日	群馬	ほうれんそう	プロロピラ	0.02	0.01	回収命令	不明	横浜市食品衛生検査所
平成28年6月14日	神奈川	スツキニ	ホクサアクト	0.33	0.2	回収命令	調査中	横浜保健所
平成28年6月21日	埼玉	キユウリ	プロキサ	0.10	0.02	販売済み	土壌残留	直売所自主検査
平成28年7月2日	愛知	ナス	プロキサ	13.8	10	回収	飛散	農協自主検査
平成28年7月26日	茨城	しゅんぎく	ピラエトリン	0.06	0.05	自主回収	(飛散?)	自主検査
平成28年7月27日	埼玉	こまつな	エトエンブロキサ	0.06	0.01	回収	農家特定(飛散)	さいたま市保健所
平成28年8月5日	鹿児島	オクラ	プロキサ	0.01	0.0002	自主回収	コンタ	自主検査(JA)
平成28年10月7日	山口	なす	プロキサ	0.06	0.01	回収	飛散の可能性	県生活衛生課
平成28年10月25日	鹿児島	ほうれんそう	エトエンブロキサ	0.04	0.01	自主回収	飛散	自主検査(JA)

連続した基準超過を出した農協直売所に営業停止命令  
 最近も適用のない作物での基準超過が発生

## 各人が農薬散布、結果重大性を認識する



残留基準値を超過した:  
 (安全問題は殆どない)  
 農作物流通禁止  
 出荷済の回収・損害賠償  
 新聞報道  
 その後の風評被害(農場でなく産地や県レベルで)  
 誤使用で事故:  
 薬害、散布者健康被害  
 使用記録が汚れる  
 → 出荷不可、風評被害

故意の間違いはない、すべて是くらい良いだらうのうっかりミス、でも影響は大きく各自の認識と対策が必要!!

# 農家の安心のための指針

不安は何処にあるか？ 心配点の列挙！

- P: 不安を取り除く計画(心配点の優先的撲滅)
- D: 計画の実施(ドリフト対策、自主分析など)
- C: 成果の判定と次回の宿題(チェックは必要)
- A: 必要となる対策(新しい目標)、改善(判断)

残留基準: 超過時には強制措置(廃棄) → ppm

自主指針: レベルに応じて自主対応

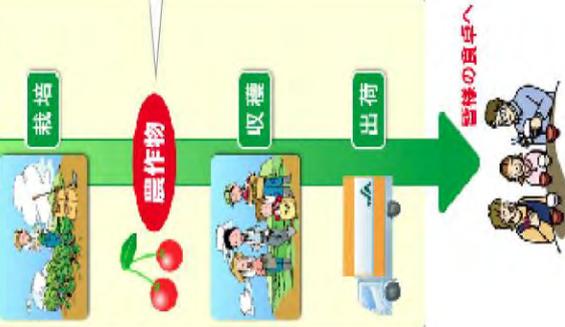
安心度 = 残留基準/自主指針 (必ず>1)

基準値超過

収穫前1週間

収穫時

# 登録生産部



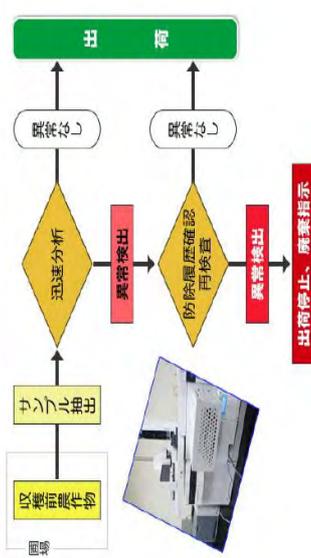
生産部会の認定・登録  
JAグループ山形では、安全な農作物を栽培する出荷集団(生産部会)を認定し、登録しています。

登録された生産部会には青果ネットに生産履歴を入力し、カタログNo.を取得しています。

## 残留農薬の自主検査

登録された生産部会が出荷する農作物は、JA全農山形安全検査センターで、出荷前に残留農薬の自主検査(サンプル抽出検査)を実施し、異常値が検出された場合は、出荷停止します。

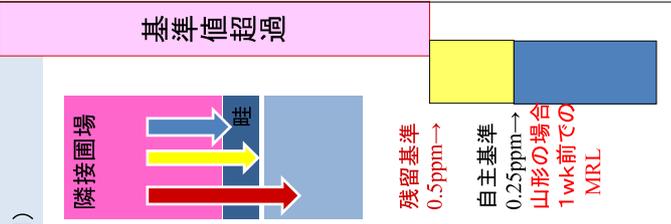
残留農薬自主検査による安全確認の流れ



安全・安心な農畜産物をお届けするための、JAグループ山形の責任ある「米・野菜・果物の出荷体制」

# JA全農山形残留農薬自主分析(平成28年3月31日現在、HP引用)

区分	年間計画	分析件数	適用あり & 基準値超過	適用外 & 基準値以下	適用外 & 基準値超過
果実	1,322	1,047	0	1	0
野菜	687	616	0	1	4
米	450	414	0	0	0
大豆	0	4	0	0	0
合計	2,459	2,081	0	2	4

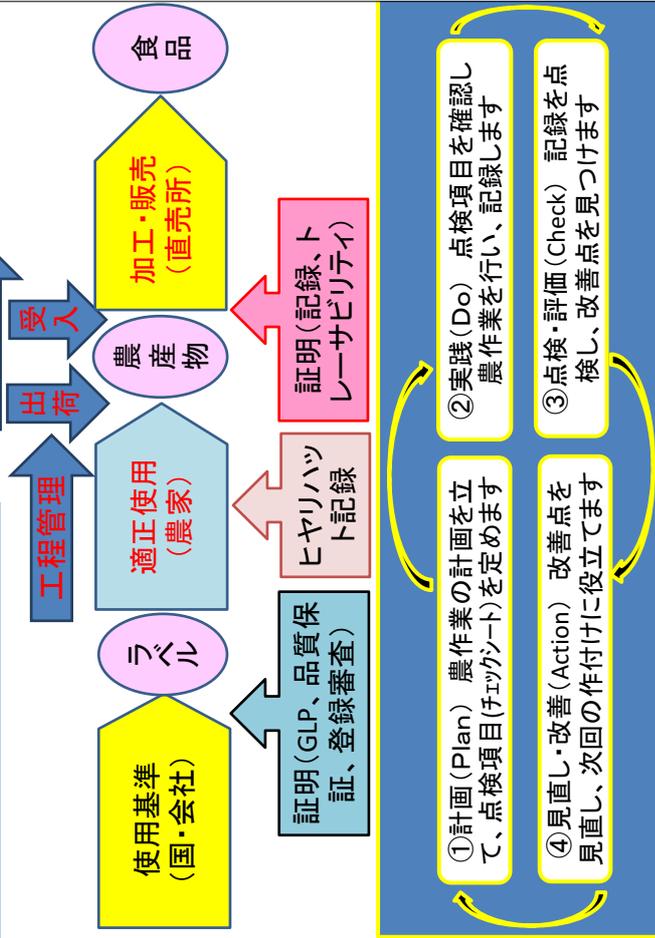


安心のためのリスク判断とマネジメント

適用外農薬の場合: 不検出(一律基準以下) 隣接で使用、検出範囲

適用農薬の場合: 残留基準以下 安心度 = 残留基準/自主指針 (必ず>1)

# 工程管理と出口管理



# 誰の安全・安心を確保するのか(必要な議論)

(ある県産農産物)

消費者には:

農薬残留基準値遵守でOK。

トレーサビリティ(工程管理)のチェックが重要

販売店には:

収去検査で残留基準違反しないこと

仕入れ時に生産履歴を確認

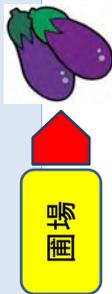
品質・価格も重要なファクター

農家・出荷団体(直売所も含む):

品質・価格そして収量

農薬残留基準遵守(違反時は出荷停止)

できることは農薬適正使用と生産記録・チェック(作業点検、記録内容、農薬残留濃度等)



違反時責任は:

- 消費者に責任はない

- 販売店は消費者への責任があるが、出荷元に補償を求めることができる

- 農家は全責任がある。使用記録から原因究明し、説明責任もある。

- 記録がなければ、これも基準抵触

- 直売所は連帯責任 荷受け確認が重要

# 魚類・甲殻類への影響(ラベルで要確認) S値に対応する注意事項(水田・非水田)

従来のABC分類はなくなっている(ハザード管理の為)

## 【安全対策上の注意】

- 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにする。

- 共通注意事項6. 街路・公園・堤とう等で使用する場合の注意事項を参照。

- 魚類に強い影響を及ぼす恐れがあるので特に注意。

- 甲殻類に影響を及ぼす恐れがあるので、使用時は注意。

- 散布器具・容器の洗浄水及び空容器は適切に処理する。



2016/12/16

18

# ゴルフ場を使用する農薬の水質汚濁の防止に係る水質指針値設定の変遷

平成 2年 5月 21農薬について指針値設定

平成 3年 7月 30農薬に指針値設定

平成 9年 4月 35農薬に指針値設定

平成13年12月 45農薬に指針値設定

平成22年 9月 72農薬\*に指針値設定

(指針値変更18農薬)

平成25年 6月 水質汚濁に係る農薬登録保留基準値

の設定された農薬は、その10倍値を指

針値とする。

(7月現在設定農薬235、未設定117)

\*メコプロップは塩違いで4農薬があり、分析対象農薬は75

指針値=水濁に係る登録保留基準 × 10  
水濁に係る登録保留基準 × 2リットル=ADIの10%

# ゴルフ場排水口の農薬検査結果(環境省)160916

年	ゴルフ場数	対象農薬数	総検体数	指針値超過
1998	1907	35	112,683	2
1999	1794	35	95,760	0
2000	1673	35	84,071	2
2001	1526	35	78,184	0
2002	1539	45	79,893	1
2003	1233	45	60,858	0
2004	997	45	45,880	0
2005	833	45	35,687	0
2006	786	45	30,430	0
2007	754	45	27,365	0
2008	634	45	23,403	0
2009	635	45	23,810	0
2010	563	75	22,727	0
2011	546	75	23,822	0
2012	555	75	22,205	0
2013	547	108	22,279	0
2014	511	116	17,328	0

### Ⅲ. 緑の安全推進協会

#### 1. 「緑の安全管理士」187名が誕生

平成28年度「緑の安全管理士(緑地・ゴルフ場分野)」の認定研修会は①12月5日～7日の間、東京・神田のアーバンネット神田カンファレンスで受講生70名で開催されました。

農耕地分野では(一社)日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」が①10月3日～7日(63名)②10月17日～21日(62名)に同協会会議室で開催、全員修了されました。

「認定研修」の修了者及び「植物防疫研修」修了者で「緑の安全管理士」資格申請者については、12月15日に開催の「緑の安全管理士認定審査」の審査を経て、①68名、②58名、③61名の計187名が「緑の安全管理士」として認定されました。

緑地・ゴルフ場分野では、最近は不合格者が若干名でています。



#### 2. 平成28年度「緑の安全管理士」更新研修会(兼支部大会)

支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日	支部名	開催日
北海道	11/21	関東①	11/28	東海・北陸	11/22	中国・四国	1/19
東北	12/1	関東②	12/12	近畿	1/20	九州・沖縄	1/18

##### (1) 認定証等の発送まで

①更新研修会での出席確認、②28年度で期限切れとなる「認定証(カード)」の返納、③「資格更新研修会受講申込書」、④「写真(2点)」、⑤「更新料支払いの確認」を終えた順に、⑥新規「認定証書」、「認定証(カード)」及び「緑の安全管理士の手引き」を同封して、⑦届出の住所あてに送付します。

##### (2) 旧「認定証(カード)」の返納と紛失されている場合【様式：巻末】

新「認定証(カード)」の発送は、平成28年度(同29年3月31日)で期限切れとなる旧「認定証(カード)」の返納を確認してからとなります。

更新研修会場で「認定証(カード)」を返納されていない方は、事務局あてに送付して下さい。

なお、「認定証(カード)」を紛失されている場合は、『紛失届(再発行を抹消)』を提出(写真・手数料は不要、FAX可)することで返納に代えています。

[紛失等再発行願い：<http://midori-kyokai.com/pdf/saihakko1404.pdf>]

##### (3) 勤務先や住所等が変更となっている場合

「連絡先等変更届出書」を速やかに提出して下さい。

届出事例が多い支部大会前後は事務反映に若干時間を要していますのでご了承下さい。【様式：巻末】

[届出書：<http://midori-kyokai.com/pdf/henkoutodoke1304.pdf>]

### 3. 「緑の安全管理士」資格更新の要件など

#### (1) 資格の有効期間(「農耕地分野」、「緑地・ゴルフ場分野」)

- ① 新規取得者は、認定の翌年度から5年目の年度末までの5年間。
- ② 更新者は、更新年度の翌年度から5年目の年度末までの5年間。

#### (2) 資格更新の要件

有効期間の4年目までに、支部大会(兼更新研修会)に1回以上出席して、更新年度の更新研修会に出席することで資格更新となります。

##### 【出席不足で更新の要件を満たしていない場合】

4年間での出席不足は5年目に出席することで補完され、6年目の更新研修会に出席で1年遅れで資格更新(残りの有効期間は4年間)ができます。

#### (3) 更新研修の出席確認

研修会場では出欠を確認して、管理士個々の記録を更新しています。

##### 【更新研修会を欠席した場合】

参加できなかった「理由書」を提出して、理由が認められると翌年度の更新研修会に出席することで、資格更新(残りの有効期間は4年間)となります。

#### (4) 資格喪失に伴う復活措置

5年間の有効期間内に、必要な更新手続きを行わなかったため資格を喪失した元管理士が、資格の復活を希望する場合は、概ね次の手順となります。

##### A. 資格喪失後5年以内の場合

- ① 「資格復活申請書」に②「復活レポート(4課題程、各一千字)」を添えて提出し、『資格認定審査会』の審査(「復活審査判定票」)で合格した場合は、直近年度の更新研修会を受講することで資格の復活を認める。
- ② 但し、特段(5年を超えるなど)の理由がある場合は、考慮できるとされた。

##### B. 復活後の資格有効期間は5年間

- ① 審査料は 10,000 円、更新研修時の更新手数料は 20,200 円。
- ② 5年を超える場合の審査料は 20,000 円、同更新手数料は 20,200 円。  
注)更新手数料は、各年度の更新研修会受講料相当。

#### (5) 緑の安全管理士」認定証の再発行をお受けしています

「認定証(カード)」の再発行を希望される方は、当会ホームページ掲載の「紛失等再発行願い」にご記入の上、写真2枚を添えて事務局まで提出してください。再発行料金(3,000円)は、再発行の「認定証(カード)」に同封します郵便払込票でお振込下さい。不明な点は事務局まで。

[紛失等再発行願い：<http://midorikyokai.com/pdf/saihakkol404.pdf>]



### 4. 特別研修会」を関東、東北(仙台市)で開催

本研修会は、緑の安全管理士や防除に携わられる方々の技能及び信頼度の一層の向上を目的として「現場で役立つ病虫害の診断・防除対策」、「農薬の適正使用に関する情報」の提供を、共催する農薬工業会の支部を単位に年2カ所を目処に開催しています。平成28年度は関東地区と東北地区で開催を予定。

#### 【関東地区】

日 時：平成29年2月16日(木) 13:00～16:45  
場 所：北とぴあ「つつじホール」(東京都北区)

テーマ：

1. 「住宅地での農薬使用について(現状と課題)」  
農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 担当官
2. 使用時安全の注意事項と遵守の必要性 -設定の仕組み、注意事項等(保護具含)-  
十文字学園女子大学大学院 教授 田中 茂 氏
3. 現場で役立つトマト黄化葉巻病の診断と防除対策  
農研機構 九州沖縄農業研究センター 上席研究員 北村登史雄 氏
4. 現場で役立つ葉菜類のちょう目害虫の診断と防除対策  
農研機構 野菜花き研究部門 主席研究員 河野勝行 氏

#### 【東北地区】

日 時：平成 29 年 2 月 24 日(金) 13:00～16:45

場 所：ホテル白萩「錦の間」(仙台市)

テーマ：

1. 「住宅地での農薬使用について(現状と課題)」  
農林水産省 消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室 担当官
2. 使用時安全の注意事項と遵守の必要性 -設定の仕組み、注意事項等(保護具含)-  
十文字学園女子大学大学院 教授 田中 茂 氏
3. 現場で役立つりんご黒星病の診断と防除対策(仮称)  
(地独)青森県産業技術センターりんご研究所 研究管理員 赤平知也 氏
4. 現場で役立つ水稻紋枯れ病の診断と防除対策  
宮城県古川農業試験場 作物保護部 主席研究員 宮野法近 氏

#### 5. 講師派遣事業について

農薬の適正使用や安全性に関する知識の向上を目的として、都道府県・地方自治体・学校・関係団体・一般市民の研修会等の研修会に、テーマに応じた講師を派遣しています。派遣は無償(旅費や謝礼不要)です。

平成 28 年度も前年度同様に事業紹介(農薬の適正使用推進のために!)を都道府県の農政関係部署や農薬管理指導士等に配布して、事業の拡大を図っています。この紹介を見られた方や県から照会された方などからの問い合わせもあり、平成 28 年度は、43 都道府県からの依頼で約 170 件の派遣予定です(前年度：166 件、このうち緑地・ゴルフ場分野は 15 件)。

農薬の適正使用や安全性に係わることでしたら、農耕地に限らず緑地・ゴルフ場分野でも講師を派遣することが出来ますので、この分野で研修会等を希望・企画されている方にも積極的にご紹介ください。派遣の時期・内容等の調整には 1 ヶ月以上の期間が必要で、研修会の規模(参集人数)は 20 名以上を目安としていますが、期間に余裕がない、あるいは少人数でも対応可能な場合もありますので、先ずご相談下さい。

講師派遣の詳細、申し込み様式は協会HPに掲載しています。

農薬相談室：電話番号：03-5209-2512 FAX：03-5209-2513

[Email：[ishijima@midori-kyokai.com](mailto:ishijima@midori-kyokai.com)、URL：<http://midori-kyokai.com/>]



#### 6. 農薬電話相談室について

農薬の使用者、現場で適正使用を指導される方や一般市民の方々からの農薬に関しての電話相談に無料で応じています。

農薬に関する疑問や質問など、どのような内容でも結構ですのでご遠慮なくお問い合わせください。

直接の疑問・質問など以外にも「この問題については、何処に問合せたら良いか？」などについても気軽にお尋ね下さい。可能な限りお調べしてお答えします。管理士の皆さんの関係先にも、電話相談室についてのご紹介をお願いします。

**相談電話：03-5209-2512**



## 7. 「グリーン農薬総覧 2017 年総合版」のご案内

総合版は、隔年の刊行で本版は 2016 年 1 月～2016 年 12 月における新規登録、適用拡大、失効等の変更など最新の登録情報を基に、登録農薬の全てに登録番号と適用作物名を記載するとともに、樹木類の病害虫及び雑草に登録のある農薬を対象分野別に整理し、加えて、家庭園芸用の品目についても充実を図っています。

協会のホームページ出版物案内に、概要のサンプルを PDF で紹介いたしますので、注文書をダウンロードして FAX (03-5209-2513) でお申込下さい。

お問い合わせ・お申込みは当協会 (03-5209-2511) まで

[注文用紙：<http://midori-kyokai.com/syuppan/>]



## 10. 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などを優しく解説したリーフレットを作成し、知識普及・啓発に関わる方々に講習会・研修会・会議等の資料や各種イベントでの配布用などに活用していただけるように支援しています。リーフレットは無償で送料の負担もありません。

平成 28 年度は、11 月末現在で 119 ヶ所に 114 千部(前年実績：320 ヶ所、219 千部)を配付しています。

ご希望の方は、リーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等を、当協会まで FAX **03-5209-2513** にてお申し込み下さい。

提供できるリーフレットの記載内容等は、当協会 HP でサンプルを確認できます。(Fax 様式も協会 HP に掲載しています。)

詳細は、**農薬相談室(03-5209-2512)**まで。

[サンプル：[http://www.midori-kyokai.com/topix/topix\\_leaf.html](http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html)]



[FAX にあたっては、以下を明記して下さい]

- (1) 使用目的
- (2) 配付対象
- (3) リーフレットの種類(表題)
- (4) 必要数
- (5) 利用期日(必着日)
- (6) 送付先住所・担当者名
- (7) 連絡先(TEL & FAX、E-mail 等)

# 平成 28 年度 植物防疫地区協議会資料 [抜粋]

## 目 次

### I 平成 28 年度の主要病害虫の発生概要

[略]

### II 平成 28 年度植物防疫事業のこれまでの実施状況と今後の取組

#### 1 発生予察関係等 [抜粋]

(1) 平成 28 年度発生予察事業の実施状況について…………… 26

#### 2 病害虫防除関係 [抜粋]

(7) 農林水産航空事業について…………… 27

#### 3 農薬登録後に都道府県の防除基準に採用するために実施される追加試験等

について…………… 30

#### 4 国内検疫対策

(1) ウメ輪紋ウイルスの防除について…………… 35

(2) ミカンコミバエ種群の侵入に対する対応について…………… 37

(3) 重要病害虫発生時対応基本方針に基づく対応について…………… 37

(4) クロバネキノコバエ科の一種への対応について…………… 38

#### 5 植物検疫関係

[略]

### III 平成 28 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

1 農薬の適正使用について…………… 39

2 疑義資材の対応について…………… 61

3 販売禁止農薬の回収について…………… 63

4 登録状況…………… 65

5 生産・流通…………… 66

6 残留農薬基準について…………… 67

7 短期暴露評価の導入に伴う生産現場の混乱を防ぐための取組について…………… 68

## Ⅱ 平成28年度植物防疫事業のこれまでの実施状況と今後の取組

### 1 発生予察関係等

#### (1) 平成28年度発生予察事業の実施状況について

国の発生予察事業は、農林水産大臣が指定する病害虫（以下「指定有害動植物」という。）を対象に、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、都道府県の協力を得て実施している（植物防疫法第23条）。平成28年度事業は、全国1,088カ所の予察ほ場を対象とした定点調査、10,156カ所の栽培圃等を対象とした巡回調査が計画され、計画に基づき実施されている（表2）。

全都道府県で概ね月1回の頻度で病害虫発生予報が発表され、適期の病害虫防除が呼びかけられている。なお、気候、作柄、作型等の違いにより、防除の適期が異なるため、各県の防除対策に応じて情報が発出されている。

このほか、指定有害動植物のみならず、その他の有害動植物の発生状況に応じて、都道府県から警報、注意報、特殊報が発表され、関係者に適時適切に病害虫の発生状況及び防除に関する情報が提供されている。今年度は、10月20日までに全国で警報2件、注意報125件、特殊報59件が発表された（資料1）。

農林水産省では、これら都道府県が実施する発生予察事業の結果を基に、（国研）農研機構の病害虫専門家（平成28年度は37名）からの技術的助言を得ながら全国を対象とした「病害虫発生予報」を年間10回発表している。「病害虫発生予報」を作成し、プレスリリースするとともに、農林水産省消費・安全局のホームページに掲載している。

10月20日現在までに8回公表し、今後、11月22日と来年2月21日に発表する。

なお、警報、特殊報を発表する際は、事前に、地方農政局等を通じて植物防疫課への連絡とともに案文の送付をお願いします。

表2 指定有害動植物の調査地点数（平成28年度）

作物	全国の調査地点数		都道府県平均	
	予察ほ場	巡回調査地点	予察ほ場	巡回調査地点
稲	287	3,350	6	71
その他普通作物	114	1,737	2	37
果樹（茶を含む）	341	1,872	7	40
野菜・花き	346	3,197	7	68
合計	1,088	10,156	22	216

## (7) 農林水産航空事業について

### 1) 平成27年12月の改正航空法施行以降における農林水産省の対応について

#### ①改正航空法における無人航空機の飛行ルール

平成27年12月10日に改正航空法が施行され、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するための、無人航空機の飛行に関する基本的なルールが定められた。

これにより、「地表又は水面から150m以上の高さの空域」、「空港周辺の空域」、「人口集中地区の上空」における無人航空機の飛行は原則禁止され、飛行させる場合は、事前に国土交通大臣の許可を受けることが必要となった。

また、飛行させる場所にかかわらず、無人航空機を飛行させる場合は、  
「日中に飛行させること」、  
「目視範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること」、  
「第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に30m以上の距離を保って飛行させること」、  
「多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと」、  
「危険物を輸送しないこと」、  
「無人航空機から物を投下しないこと」

といったルールを守ることが必要となり、これらのルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合は、国土交通大臣の承認を受けることが必要となった。

農薬の空中散布は、危険物の輸送及び物の投下に該当することから、実施にあたっては、少なくともこの2点について事前に承認を得る必要がある。また、散布地域が人口密集地域に該当する際は、事前の許可の取得も必要となる。

#### ②改正航空法に対応する新たな指導指針の策定

農林水産省では、改正航空法の施行にあわせ、従来の「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知）を廃止し、新たに「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成27年12月3日付け27消安第4545号消費・安全局長通知、以下「指導指針」という。）を策

定し、引き続き、無人航空機を用いた農薬の空中散布等の安全かつ適正な実施が確保できるように取り組んできた。

#### ③許可・承認の申請手続きについて

改正航空法の施行により、無人航空機を用いて農薬散布を行う際には、必ず国土交通大臣から事前の許可・承認を受けることが必要になったところ、防除実施者の行う許可・承認手続きが、過重にならないように、農林水産省及び国土交通省の間で協議を行い、指導指針に基づき安全性を確保した上で空中散布等を行う無人航空機の飛行に関しては、申請手続きを簡素化することとし、「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（平成27年12月3日制定（国空航第734号、国空機第1007号、27消安第4546号国土交通省航空局長、農林水産省消費・安全局長連名通知）を発出し、その取扱いを定めた。

##### （ア）飛行計画の記載事項の簡素化

許可・承認に必要な記載事項を、実施主体名、オペレーター名、機体の登録番号、飛行させる日時（期間）、場所（市町村単位）とするなど簡素化。

##### （イ）申請手続きの負担軽減

（一社）農林水産航空協会（以下「農水協」という。）や無人ヘリコプター協議会等が、各防除実施者が行う申請手続きをまとめて代行申請を行うことにより、防除実施者が行う申請手続きの負担を軽減。

#### ④ドローン等小型無人機の安全対策等について

いわゆるドローンと呼ばれるマルチローター式小型無人機（以下「マルチローター」という。）については、農林水産分野における空中散布等の作業を安全かつ適正に実施するための運行基準が無かったことから、これを策定するため、「新たな農林水産業用回転翼無人航空機の利用に関する検討会」において検討を重ね、平成27年12月18日に運行基準を策定する上での留意事項を「中間取りまとめ」として公表した。

農林水産省では、航空法の改正などの無人航空機を巡る情勢に鑑み、早急にマルチローターによる空中散布等の運行基準を定める必要があるとして「平成27年度ドローン等小型無人機による農薬散布調査委託事業」を実施したところ、当該事業を受託した農水協を中心とした専門家による検討会を経て、中間取りまとめにおける留意事項を踏まえた「マルチローター式小型無人機による農薬散布の暫定運行基準」が取りまとめられ、平成28年3月8日に公表された。

農林水産省では、同年3月31日付けで、マルチローターを用いた空中散布が安全かつ適正に実施されるように上記暫定運行基準の内容を指導指針に反映した。

#### ⑤性能確認された無人航空機を指導指針へ追加

メーカーからの申請に基づき、農水協において、農薬の空中散布等を行うために必要な性能を有すると確認した無人航空機について、平成28年5月31日付けで3機種（全てマルチローター）、同年10月24日付けで4機種（マルチローター3機種、無人ヘリコプター1機種）を適用機種として指導指針に追加した。

《指導指針に規定した無人航空機》

##### （i）株式会社 エンルート

Z i o n（AC940、AC940-D） 【マルチローター】

##### （ii）株式会社 丸山製作所

MMC940AC 【マルチローター】

##### （iii）株式会社 ヨコヤマ・コーポレーション

DAX04 【マルチローター】

- (iv) 東光鉄工 株式会社  
TSV-AQ1 【マルチローター】  
AC940T 【マルチローター】
- (v) DJI JAPAN 株式会社  
MG-1 【マルチローター】
- (vi) ヤマハ発動機 株式会社  
FAZER R 【無人ヘリコプター】

注)・(i)～(iii)は5月31日付けで指導指針へ追加  
・(iv)～(vi)は10月24日付けで指導指針へ追加  
・(vi)は、無人ヘリコプター重量規制緩和(※)に対応した機種  
(※)平成26年4月15日、航空機製造事業法施行令が改正され、規制の対象となる無人ヘリコプターの総重量(機体及び搭載物)が100kg以上から150kg以上に引き上げられた。今後開発される無人ヘリコプターについては、農薬等の搭載量増加による省力化や肥料散布などの多目的な利用が期待される。

## 2) 事故情報の報告状況

### ア 無人ヘリコプターの事故報告

本年度の無人ヘリコプター事故情報は、報告内容の精査を行っているところ。今後、情報精査を進め、年度末の航空事業検討会で報告する予定。事故原因としては、昨年度と同様に架線への接触による物損事故が大部分を占めている。

### イ 有人ヘリコプターの事故報告

有人ヘリコプターについては事故は発生していない(9年間無事故)。

## 3) 小型無人機に関する関係府省庁連絡会議、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会について

平成27年4月の首相官邸におけるマルチローターの発見事例を受け、小型の無人航空機を利用したテロ等に対する重要施設の警備体制の強化や小型無人機の運用ルール策定と活用の在り方等について、関係行政機関で連携・協力を確保し、その推進を図るために「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)が設置され、その中における議論を踏まえて、航空法が改正され、無人航空機を飛行させる際の基本的なルールが定められたところ。

平成27年12月からは、民間を含めた「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において、更なる小型無人機の運用ルールや安全確保等の諸課題について議論が進められてきたところ、関係者間で今後の目標等について共通の認識を得るための「小型無人機の利活用と技術開発のロードマップ」や、今後更なるルール整備等を段階的に進めるための「小型無人機の更なる安全確保のための制度設計の方向性」が取りまとめられた。(平成28年8月25日の第6回連絡会議へ報告済み)

今後も、ルール整備等に関する検討が進められることとなっている。

## 4) 今後の予定

- ・平成28年度農林水産航空事業検討会の開催

平成29年2月下旬に平成28年度航空事業の実績等の情報共有や、平成28年度の事故発生状況と防止対策を検討するため、農林水産航空事業検討会を開催し、検討結果を年度内に公表する予定。

## 5) その他

平成27年度 農林水産航空事業の実施状況

### 3 既登録農薬を防除基準に採用する際に地域適応性を確認するために実施する追加試験等について（全国共通議題②）

#### (1) 検討経緯

- 1) 平成28年5月19日、規制改革推進会議は「規制改革に関する第4次答申」で、「農政新時代」にふさわしい、生産者の有する可能性と潜在能力をいかんなく発揮できる環境を整えるため、不断の改革を進めていくとともに、生産者の努力が報われる農業を実現するため、今後取り組むべき農業分野の具体的規制改革項目として、「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」が掲載された。
- 2) 同年6月2日、前述の「規制改革に関する第4次答申」を踏まえ、対象となった規制や制度等の改革に、直ちに着手し、着実に実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が閣議決定された。
- 3) 同年7月、農林水産省に対し、都道府県が新たに登録された農薬を農作物病害虫・雑草管理防除基準や防除指針等（以下「防除基準」という。）に記載する際に、地域での普及適用性を確認するために実施されている試験（以下、「追加試験」という。）については、①農薬登録試験に上乘せして実施されることから、農薬コスト増の要因になるばかりか、②農薬登録後に1～2年の実証期間を経て防除基準に記載されることから、農薬登録後の生産現場での使用開始が遅延することとなり、防除基準に採用するために実施される追加試験は廃止させるべきではないかとの指摘、また、当該防除基準を策定することにより、不要な農薬を散布させることとなっているのではないかとの指摘が寄せられた。
- 4) 同年7月上旬及び9月上旬、農林水産省植物防疫課は、防除基準策定及び追加試験実施の状況を把握するため、また、都道府県の考えを聴取するためのアンケートを実施。
- 5) 同年9月12日、規制改革推進会議は、同会議に農業ワーキンググループを設置することを決定。
- 6) 同年9月16日、植物防疫課は病害虫防除所長会議を開催し、都道府県の防除基準に採用される際に行われる追加試験の実施状況について、前述のアンケート調査結果から分析し、分析結果を踏まえた対応の方向性について説明し、質疑応答、意見交換  
都道府県からは、①地域適応性を確認する必要があり、登録データが不足していれば追加試験は必要、他方、②農薬メーカーのデータ提供について検討が必要との意見。また、③農水省提案の対応の報告性について賛否がわかれており一斉の取組とする必要があるなどの意見があり、今後の規制改革推進会議での議論の進捗を見据えつつ、引き続き関係者間で意見交換を行いながら検討を進めることとなった。
- 7) 同年9月20日、第2回農業ワーキンググループにて、「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」に関する農林水産省へのヒアリングが行われ、農林水産省から生産資材価格農薬の引き下げに向けての取り組みの一つとして、都道府県による防除基準の作成に係る見直しの方向を説明。なお、地域JAによる防除暦の作成についても、同様の

問題を有している。

- 8) 同年10月6日、規制改革推進会議・農業ワーキンググループは、未来投資会議・構造改革徹底推進会合（「ローカルアベノミクスの深化」会合）との合同開催により、総合的なT P P 関連政策大綱に基づく、「生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」にむけた施策の具体化の方向性が取りまとめられた。

## (2) 今後の検討方針

### 1) 検討事項

都道府県の防除基準策定に係る検討にあっては、病虫害防除所長会議で提示した以下の2点について検討を進めるとする。

- ① 新規登録農薬の採用に際しては、農薬メーカーが農薬登録時に作成したデータの活用を図ることにより、都道府県や地域J Aが個々に農薬コストの増額につながる登録後の追加試験を農薬メーカーに要求しない（他方、実施してほしい試験をあらかじめメーカーに要求することや、予め都道府県がメーカーに協力して試験を実施することは妥当。）
- ② 不要な農薬散布を回避するため、発生初期における防除により可能となる病虫害については、発生前の予防的な農薬散布による防除（スケジュール防除）ではなく、病虫害の発生動向調査の伝達の迅速化等を通じ、適時適切な防除へ切り替える

### 2) 検討方法（体制）

病虫害防除所長会議での検討結果を踏まえ、都道府県の代表者、有識者、関係業界、生産者等から構成される検討会で議論することとする。また、各農政局で開催される植物防疫地区協議会（ブロック会議）での意見交換を併せて進め、これを踏まえて、関係団体との丁寧な意見交換を行いながら、具体的な対応方針を整理する。

## <検討会（案）>

### 1 趣旨

農薬コストの増額につながる追加試験を農薬メーカーに要求することにならないように、防除基準の策定等に係る試験実施のあり方を見直すとともに、栽培期間中に要する防除コストの増加につながる不要な農薬の散布を行わないように、「病虫害の発生動向に応じた適時適切な防除」を可能とする発生予察や防除指導を推進するため、都道府県関係機関の担当者のみならず、植物防疫に関わる関係団体、有識者等を参集して、現行の病虫害防除の取組の見直し等を検討する。

### 2 検討事項

- (1) 追加試験の見直し
- (2) スケジュール防除の見直し
- (3) 発生予察情報の作成と提供の改善
- (4) その他病虫害防除に関わる取組の改善

### 3 検討体制

- (1) 都道府県、関係団体各関係機関の代表者を検討委員として、植物防疫課から依頼する。
- (2) 公開開催として傍聴を可とする。
- (3) 検討会に座長1名を置く。
- (4) 開催事務は植物防疫課が行う。

(注) 要調整事項：病虫害防除・農薬登録推進中央協議会での議論

### 4 検討スケジュール

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 平成28年11月  | ：農政局植物防疫地区協議会での意見交換             |
| 平成28年12月  | ：第1回検討会（検討方針説明等）                |
| 平成29年2～3月 | ：第2回検討会（委員意見の聴取、取りまとめ）          |
| 平成29年3月末  | ：第3回検討会（追加試験実施のあり方合意）           |
| 平成29年4月   | ：合意事項に沿った対応に係る文書発出              |
| 平成29年度～   | ：上記文書に基づく対応のフォローアップ、発生予察情報関連の検討 |

## ＜参考：平成28年度病虫害防除所会議の概要＞

### 1 都道府県の取組の現状

#### (1) 防除基準の策定について

各都道府県では、病虫害・雑草の適切な防除に資するため、普及指導員等の防除指導者向けに農作物病虫害・雑草管理防除基準や防除指針等（以下「防除基準」という。）を作成している。

防除基準は、地域にとって防除効果が高い農薬を掲載するとともに、同一薬剤の連続使用を抑止すること等の留意事項を記載しており、病虫害・雑草防除を指導するための有効な方法の一つとなっている。

なお、防除基準の中には、病虫害の発生前に予防的な農薬散布による防除（スケジュール防除）の実施を求める記載も見られる。

#### (2) 追加試験の実施について

都道府県は、新たに登録された農薬を防除基準に記載する際に、その農薬の効果や薬害を確認するため、農薬メーカーが農薬登録の際に作成した試験データ（以下「農薬登録用データ」という。）を活用することに加え、追加の試験（以下「追加試験」という。）を実施することがある（適応性確認）。

追加試験の費用負担にあっては、都道府県が自己負担する場合もあるが、経費の一部又は全部を農薬メーカーが負担しているケースもある。

しかし、農薬メーカーは、自社の農薬が防除基準に掲載されることにより、当該事業の活用が推進されることから、都道府県、都道府県の関係団体又は特定の関係公益法人に追加試験を委託する場合（普及営業活動）もあるなど、異なる趣旨で実施している場合もある。

### 2 追加試験に対する評価

1の(2)の記述のとおり、追加試験は農薬メーカーが新たな農薬の普及促進を図るため、農薬メーカーが任意に実施している場合もある。しかし、公共サービス（農業者へのサービス）として公共機関が実施している防除基準の作成のために農薬メーカーに負担を求め、その農薬メーカーの負担が農薬コスト増の要因の一つとなることは問題。

他方、都道府県が新規登録農薬の地域での適用性を確認するとした目的を否定するものではないが、追加試験を農薬登録後に実施することにより、農薬メーカーが新剤開発に掛けた費用の回収期間が短くなってしまうことも、農薬コスト増を招く要因の1つになると判断できる。また、今後農薬のジェネリック制度が導入されることにより、原体メーカーの投資回収期間が限定される場合には、現場普及の遅延は問題。

農薬メーカー等からは、「追加試験の経費負担は新たな農薬の普及促進を図ることを目的としているが、隣県同士で試験を行っているなど過重に実施されていると考えられる事例もある。農薬登録用データのみで早期に防除基準に掲載されることが望ましい。また、現場普及が遅れることは、メーカーとして一番辛いことと考えている。」と回答があった。

### 3 都道府県からの主な意見

#### <追加試験の必要性>

- 除草剤の追加試験は必要（特に砂壤土、田植同時処理での確認）
- 水稻除草剤の地域適応性が問題となる。
- 果樹では、品種によって薬害や果粉溶脱の確認や、訪花昆虫への影響確認も必要（長野県ではマメコバチを利用しているため。）となるため、県費で追加試験を実施している。事前に県で試験を行い、防除基準へ掲載しているからこそ、これまで現場で薬害等の問題が発生していない。
- 薬害が生じることを懸念し、防除基準に掲載する際には追加試験を実施している（以前、追加試験を実施し薬害が出ないことを確認した剤であっても、現場の利用で薬害が生じたことがある。）。
- 防除基準に掲載するとなれば、県の責任。

#### <農薬登録データの活用>

- 農薬登録データの試験地と気温等が異なるため、登録試験データ（薬効薬害）は参考にできない。農薬メーカーが所有するデータに求める情報がなければ、活用するのは難しいのではないか。
- 防除基準に掲載するために農薬メーカーが提供する参考データの出し方について、検討する必要があるのではないか。

#### <追加試験経費の農薬メーカー負担>

- 除草剤は、関係団体を経由して試験が実施されているので、幾分コスト増になっているのではないか。
- 農薬代は確かに高いが、追加試験を実施することによるメーカー側経費を明確にすべきではないか。

#### <追加試験による現場普及の遅れ>

- 資材費低減のために、できることをやるという趣旨は理解できる。ただ、現場普及の遅れに関しては、県の防除基準に掲載しないからと言って販売ができないというわけではない。必ずしも現場普及が遅れているという認識はない。
- 防除基準に新たに掲載される農薬が、農薬登録後1～2年防除指導ができていないことがおかしいと感じる。

#### <農薬登録前の追加試験実施>

- 農薬登録前に追加試験を実施するのであれば、収穫物の扱いについて問題が残る。
- 今回の話そのものがナンセンスではないか。

#### <対応方向性（案）の賛否>

- 今回の農水省提案が資材費低減に寄与する取組であれば良いと思う。
- 県内でも賛否が分かれている。全国斉一な取組が必要。

## 4 国内検疫関係

### (1) ウメ輪紋ウイルスの防除について

#### 1) 本年度の対応について

##### ① 調査の種類

[防除区域等調査]

緊急防除の防除区域及びその周辺の果樹園、公園、民家などを対象とした調査  
[広域調査]

##### i 全国調査

防除区域等調査の対象地域を除く全国の果樹母樹生産園地や苗生産地域、果樹生産地域や公園などを対象とした調査

##### ii 発生監視調査

防除区域外において、平成27年度までの調査で感染した植物を確認した園地及びその周辺の果樹園、公園、民家などを対象とした調査

##### iii 住民通報

住民からの通報に基づき、広域調査の対象とならない民家などを対象とした調査

##### ② 調査結果

##### ア 防除区域等調査の概要

埼玉県では、367園地1,522本の調査を実施した結果、感染植物は確認されなかった

東京都では、17,190園地51,546本の調査を実施し、387園地499本の感染植物を確認した。また、あきる野市（5字）、青梅市（1字）、八王子市（2字）及び奥多摩町（2字）では、3年間の根絶確認調査が終了し、根絶を確認した。

岐阜県では、324園地677本の調査を実施し、20園地39本の感染植物を確認した。

愛知県では、3,940園地8,873本の調査を実施し、191園地349本の感染植物を確認した。

大阪府では、2,925園地5,146本の調査を実施し、25園地38本の感染植物を確認した。

兵庫県では、6,409園地17,098本の調査を実施し、86園地119本の感染植物を確認した。また、宝塚市（2字）では3年間の根絶確認調査が終了し、根絶を確認した。

##### イ 広域調査の概要

本年度、対象とした47都道府県6,358園地119,766本の調査を実施した結果、5都府県14市170園地で321本の感染植物を確認した。なお、東京都小平市、神奈川県横浜市、大阪府羽曳野市、藤井寺市及び太子町の3県5市町で新たに感染植物を確認した。

##### ③ 緊急防除の防除区域の指定・除外

##### 【指定】

##### ア 神奈川県

横浜市では、連続した自然感染が疑われる地域を新たに防除区域に指定する方針。

##### イ 岐阜県

各務原市では、愛知県の緊急防除区域外縁から500m以内の地域とアブラムシによる連続した自然感染が疑われる地域を新たに防除区域に指定する方針。

##### ウ 愛知県

一宮市、犬山市及び大口町では、既に設定している緊急防除区域内の新たな感染樹から500m以内の地域を、江南市ではアブラムシによる連続した自然感染が疑われる地域を新たに防除区域に指定する方針。

#### 【除外】

##### ア 東京都

青梅市（1字）、あきるの市（5字）、八王子市（2字）及び奥多摩町（2字）は、根絶確認調査の結果、3年間の調査が終了し、根絶が確認されたため、防除区域から除外する方針。

##### イ 兵庫県

宝塚市（2字）は、根絶確認調査の結果、3年間の調査が終了し、根絶が確認されたため、防除区域から除外する方針。

#### 2) 防除対策（全国調査を含む）の見直しについて

全国調査については、これまで都道府県の協力により、流通している苗木から感染が確認、新たな感染地区が確認される事例等、感染範囲の特定に有効的に機能している。このため、次年度以降も所要の見直しを行い継続することで検討したい。

一方、緊急防除は平成22年度から開始。こうした中、東京都青梅市及び兵庫県川西市では平成27年度から強化対策を実施した結果、宿主植物が新たに感染する確率は十分低いと、先月（10月27日）開催された対策検討会にて評価された。このため、地域の要望を踏まえ、強化対策の取組を他の地域に横展開できれば緊急防除の収束に大きな効果が期待できる。

緊急防除には都府県に多大な労力をかけているが、公的防除が行われないと宿主植物の諸外国への輸出に影響を及ぼすことになるため、緊急防除の期限である平成32年度末までの収束に向け、限られた人員及び財源の中で、同様の取り組みを広げるためにはその内容について精査し、都道府県、市町村の協力体制を含め実行可能性が担保される内容になるよう検討したい。

## (2) ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除について

### 1) これまでの経緯

平成27年8月、北海道網走市の一部地域において、ジャガイモシロシストセンチュウの発生を確認。本年度夏までに、網走市及び周辺市町村において発生範囲を特定するための調査を実施した結果、本線虫は網走市内の11大字で発生していることを確認。この結果を踏まえ、農林水産省では、北海道網走市内の本線虫の発生大字を含む11大字において、植物防疫法に基づく緊急防除を実施することとし、本年10月23日に緊急防除に関する省令を施行。

### 2) 緊急防除の概要

#### ① なす科植物の作付けの禁止

防除区域内の本線虫の発生ほ場においては、寄主植物であるなす科植物（対抗植物を除く。）の作付けを禁止。

#### ② 移動の制限

防除区域内で生産されたなす科植物の地下部、なす科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの等は、植物防疫官による検査の結果、本線虫のまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認められたものを除き、防除区域内から防除区域外への移動を制限。

- ③ 廃棄の措置  
植物防疫官が本線虫のまん延を防止するために必要があると認めた植物を廃棄。
- ④ 線虫の密度を低減させるための対策  
本線虫の発生ほ場においては、土壌消毒と対抗植物の栽培を組み合わせた線虫の密度を低減させるための対策を実施。

### (3) ミカンコミバエ種群の侵入に対する対応について

#### 1) 経緯

- ① 平成27年、鹿児島県の奄美大島において、ミカンコミバエ種群の誘殺の継続等を踏まえ、同年12月13日から同島において植物防疫法に基づく緊急防除を実施。
- ② テックス板等による防除の結果、同島においては、同年12月21日の誘殺を最後に本虫の誘殺が確認されなかったことから、有識者の意見を踏まえ根絶を確認した上で、平成28年7月14日に緊急防除を解除。
- ③ 本虫の新たな侵入に備えるため、侵入警戒体制の強化として奄美群島を中心にトラップを増設するとともに、誘殺時に迅速な防除が実施できるようテックス板の備蓄等の取組を進めているところ。

#### 2) 今後の方針

- ① 今回の本虫の早期根絶は、地元住民等の協力に因るところが大きく、今後の本虫の誘殺確認時には、速やかな情報共有の上で官民一体となった取組が重要。
- ② また、本虫の侵入リスクが高いと考えられる九州地方においても侵入警戒体制を強化すべきとの有識者からの指摘を踏まえ、今後、各県とも調整する予定。

### (4) 重要病害虫発生時対応基本指針に基づく対応について

#### 1) 平成27年度及び28年度(10月20日現在)の対応状況

平成27年度は、指針に基づき、37件の重要病害虫の発生が報告され、都道府県の協力の下、植物防疫所が発生状況調査等を実施した。このうち、まん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあるため、鹿児島県で確認されたミカンコミバエ種群、北海道で確認されたジャガイモシロシストセンチュウについて、緊急防除を実施。

#### 報告件数

- ・平成27年度：37件（うち、施行規則7件、告示14件、対象外等16件）
- ・平成28年度：12件（うち、施行規則9件、告示2件、対象外等1件）

※ 施行規則：まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動植物(植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)別表1第1の1、第2の1)。  
告 示：まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物(農林水産省告示第542号(平成23年3月7日))のうち、我が国未発生のもの。

#### 2) 発見報告の徹底

重要病害虫の対応は、早期発見・早期防除が重要であることから、発見の疑いがある場合は、植物防疫所と情報共有の上、速やかに植物防疫課宛て報告願う。

情報共有の迅速性を確保するため、第一報はメール等での報告でも可（様式は農政局を通じて提示済）。

## (5) クロバネキノコバエ科の一種への対応について

### 1) 経緯

埼玉県の一部地域において、ネギに及びニンジンに被害を与えるクロバネキノコバエ科の一種が確認された。本虫を同定した結果、本邦未記録種若しくは未記載種である可能性が高いことが判明した。

### 2) 対応状況

本虫の発生範囲が確認されている場所においてまん延防止策を実施するとともに、埼玉県及びその隣接都県において、発生範囲の特定調査を実施している。

## 5 植物検疫関係

### (1) 輸入植物検疫制度(4次改正)について

#### 1) 改正趣旨

植物防疫法においては、有害動物及び有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあるのものを検疫有害動植物と指定し、輸入検疫措置を実施している。

これら植物検疫措置については、我が国における輸入植物の種類や輸出国が増加・多様化していることを踏まえた定期的なリスク分析を行い、その結果に基づいて継続的・段階的に内容を見直すこととしている。

今般、その一環として植物防疫法施行規則（以下「規則」という。）及び関係告示について所要の改正を行った（平成28年5月24日官報公示）。

#### 2) 主な改正内容

##### ① 検疫有害動植物の追加及び削除

新たに13種（有害動物7種、有害植物6種）を規則別表1（検疫有害動植物リスト）に追加し、3種（有害動物1種、有害植物2種）を非検疫有害動植物として規則別表1から削除（改正後1,000種）

##### ② 非検疫有害動植物の追加

新たに114種（有害動物68種、有害植物46種）を追加（規則別表1から変更された3種を含む）（改正後448種）

##### ③ 栽培地検査の対象とする検疫有害動植物及び地域・植物の見直し

ア 規則別表1の2で規定する輸出国での栽培地検査対象へ10種の検疫有害動植物（有害動物4種、有害植物6種）を追加し、既定の9種（有害植物9種）を同別表から削除し特別な検疫措置の対象に変更（改正後24種）

イ 有害動植物2種（有害動物1種、有害植物1種）について対象地域及び植物を追加、有害植物3種について対象地域を追加、有害植物2種について対象地域を削除、有害動植物4種（有害動物3種、有害植物1種）について対象植物を追加

##### ④ 輸入禁止の対象とする地域・植物の見直し

有害動植物3種（有害動物2種、有害植物1種）について対象地域及び植物を追加、修正または削除、有害動物1種について対象植物を追加、有害動植物5種（有害動物4種、有害植物1種）について対象地域の追加又は修正

##### ⑤ 輸出国での特別な検疫措置の対象の見直し

有害植物4種について対象地域の追加及び対象植物の追加・削除、有害植物3

### Ⅲ. 平成28年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

#### 1 農薬の適正使用について

##### (1) 農薬の残留基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応について

###### 1) 現状

平成18年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される(過去5年間の平均で20件/年程度)。基準値超過の原因としては、ラベルの確認不足による適用のない作物への農薬の使用、農薬の使用履歴を記載していなかったことによる使用時期の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている(別紙1-1)。また、近年は生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過も多くみられている。さらに、農薬残留基準値は超過していないものの、農薬の不適正使用も散見されている。

###### 2) 発生時の対応

このような状況に鑑み、農林水産省は農薬の基準値超過事案や農薬の不適正使用事案への対応は、事案の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であると考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしているところである。このような事案が発生した場合には、購入者に対する健康影響や全国的な対応の必要性などの観点から、別紙1-2に示すとおり、状況の確認や必要に応じて出荷の自粛等の対応を講じていただくとともに、できるだけ速やかに農林水産省に第1報の提供をお願いしたい。報告に当たっては様式の例を別紙1-3に示しているので、これを参考としていただきたい。なお、農薬の使用履歴がない場合は農薬の種類や使用方法については農家の記憶に頼るほかになく、また農家の勘違いによる誤使用の場合は記録と実際の使用方法が一致しない可能性もあり、原因究明が困難なケースもあると考えられるが、検出された残留濃度、使用履歴その他周辺情報を総合的に勘案して、当該事案の発生原因として説得力のあるものであるかどうかを検討した上で、調査結果をご報告願いたい。

###### 3) 原因究明と指導について

基準値超過が判明した場合、再発防止のための対策が講じられることが肝要であり、以下の手順に沿った都道府県の迅速な対応が求められる。

- ・当該農産物を摂取した場合の健康影響の判断(通常は保健衛生部局対応)
- ・必要な場合、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置(通常は保健衛生部局対応)
- ・基準値超過の生じた原因の究明
- ・再発防止のための対策の実施

###### ① 基準値超過の原因究明

ア 基準値超過の原因は、ラベルの確認不足等による適用のない作物への農薬の使用が大半。その他、使用時期、回数又は希釈倍数の誤り、散布器具の未

洗浄や洗淨が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフトなど。

イ 以下を念頭に、都道府県において踏み込んだ原因究明を行うことが、再発防止の第一歩。

- ・原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を処罰することではない。同じ原因による基準値超過が再発しないよう対策を講じるのが目的であり、何が原因であったのかの確実な見極めが不可欠。
- ・農薬の使用履歴や農家からの聞き取りに基づき構築された基準値超過のシナリオが、問題の農産物中の残留レベルと比較して妥当なものであるかの検証が必要。（農薬対策室は、検証作業に協力する用意）
- ・基準値超過の原因を安易に使用基準違反以外のところ（散布器の洗浄不足、ドリフト等）に求めると、真の原因が見逃され、誤使用が放置される。

ウ 最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因を一つに絞りきれなかったとしても、類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もあるので、報告をお願いしたい。

エ 基準値超過の原因は、農薬登録の際に想定していない栽培体系や農薬の使用、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきなどが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

## ② 再発防止のための実効性のある対策の実施

基準値超過事案は、その発生原因や再発防止対策等の情報を全国の関係者間で共有し、同じ過ちを起こさないようにすることが重要。

このため、基準値超過事案に関する情報を電子メール等を通じて全国の関係者間で速やかに共有する仕組みとしている。

- ・農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過事案の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全国の都道府県の担当者に電子メールで速やかに情報提供。（地方農政局等の農薬担当者にも同時に送付。）
- ・都道府県においては、担当者宛てに提供される情報が現場で農家の指導に携わる者に活用されるよう、農業改良普及員等に速やかに情報提供する等の対応をお願いする。

## ③ 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等

基準値超過の判明した農産物の回収や出荷自粛等の措置は、通常は都道府県の保健衛生部局による対応となるが、農協等による出荷前検査で基準値超過事案が判明した場合には、当該農産物の食品としての安全性や自主回収・出荷自粛等の措置について農薬担当部局の見解を求められることも考えられる。その際には、特に ADI（一日許容摂取量）や ARfD（急性参照用量）が小さい農薬の場合や残留濃度が基準値を大幅に超過する場合には、以下に留意が必要である。

- ・慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI の単純比較でなく、基準値超過のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。

- ・短期影響の有無の判断に当たっては、ARfD が設定されている農薬については、作物残留濃度のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、ARfD との比較が必要。
- ・なお、基準値への適合の確認や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。  
(農薬対策室は、都道府県からの要請があれば、上記の試算等に協力する用意。)

## (2) 農薬の危害防止について

### 1) 農薬危害防止運動（農薬による危害防止対策）

戦後、有機リン剤（パラチオン等）や有機水銀剤等の急性毒性の強い農薬の急速な普及に伴い、農薬散布者の中毒事故が相次いで発生したため、昭和 28 年から、農薬の使用機会が多くなる 6 月～8 月に、主に農薬散布者への危害を防止することを目的として、国（農林水産省、厚生労働省及び環境省）、都道府県、特別区等が連携し農薬危害防止運動を実施してきた。

本運動では、農薬取締法や毒物及び劇物取締法等の関係法令の規定に基づいた遵守事項や農薬の性質等に関する正しい知識を普及させることにより、農薬の適正な販売、使用及び保管管理並びに農薬の使用時における周辺環境への配慮についての周知・徹底に取り組んでいただいている。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者や周辺住民への被害、農薬の不適切な管理に起因する中毒事故等が発生している。特に土壌くん蒸剤の取扱い不注意や保管管理不良による被害は各地で発生しており、危害防止運動以外でも通知の発出や研修会の開催等により使用者へ注意喚起を実施している都道府県もあることから、各都道府県においては他都道府県における取組も参考にしつつ、引き続き事故防止に努めていただきたい。

### 2) 住宅地等における農薬使用

#### ① 住宅地通知の概要

学校、公園、街路樹並びに住宅地に近接する農地等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないようにすることが必要。このため、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、住宅地周辺における農薬使用に当たって飛散防止のために必要な措置を講じるよう努めるべき旨を規定。

取組みを徹底するため平成 25 年 4 月 26 日に以下の内容を加え、新たに「住宅地等における農薬使用について」（25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を制定。

#### ア 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

- ・なるべく農薬を「散布」しない病害虫管理の実施
- ・予防散布及び現地混用の回避
- ・飛散低減対策の実施
- ・農薬使用前の周辺住民等への周知の実施 等

イ 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

- ・ 植栽管理の委託業務仕様書に住宅地通知の遵守を規定
- ・ 農薬を使用する業務を委託する際の入札要件に農薬管理指導士等を規定

ウ 相談窓口の設置等の体制整備

- ・ 周辺住民等からの相談に、関係部局が相互に連携して対応できるよう相談窓口の設置等の体制を整備

## ② 住宅地通知の指導の実施状況

地方公共団体に対し、住宅地委通知の幅広い周知や①ア～ウについて協力を要請してきたところである。平成 27 年 4 月に、都道府県が管理する施設における取組の実施状況について調査を実施した。その結果、全ての都道府県において、病虫害防除が住宅地通知の遵守事項を守って実施されるよう何らかの取組を実施した施設があった。しかしながら、住民が訪れる頻度が高い公園などにおいて、取組を実施している都道府県が多かったが、まだ取組が実施されていない施設もあったため、さらなる取組の推進を計るため、都道府県に調査結果を共有するとともに、平成 27 年度のプロック会議において意見交換等を実施した。平成 27 年 12 月に、その後の取組状況を調査したところ、前調査以降に取組を始めた都道府県が多数認められた。

〔 全ての施設で共通の取組を実施：12 都道府県から 25 都道府県〕に増加  
〔 公園や学校等の施設ごとに取組を実施：39 都道府県から 44 都道府県〕に増加

今後、他都道府県の取組を参考に取組の対象とする施設の範囲拡充等、住宅地通知に基づく一層の取組の徹底を図るようお願いする。

## ③ 通知の周知

今後とも農業場面のみならず、道路、公園、学校、保健所、住宅等といった不特定多数の方が立ち寄る公共施設の所管部局に対しても、この通知に関する更なる周知及び理解の徹底をお願いする。これらの部局の担当者を対象とした研修会等を開催している都道府県もあることから、各都道府県においては他都道府県における取り組みも参考にしていきたい

## ④ 相談窓口について

全ての都道府県において相談窓口が設置され、関係部局が連携して対応する体制が整備されていた。今後、相談窓口に寄せられた相談の内容等について調査を行い、情報共有するので、当事者間の仲介や対応について助言する際等の参考にしていきたい。

## ⑤ 研修等

これまでも農政局及び都道府県等が主催する講習会、研修会において住宅地通知に係る説明に講師として職員の派遣を行っている。今後もお相談があれば講師の派遣を検討するので、農政局、都道府県においては講習会、研修会の積極的な開催をお願いしたい。

### (3) 蜜蜂への危害防止対策

平成 25 年 5 月、EU は、蜜蜂への危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定した。これを受け、これらの農薬に対する関心が高まったことに応え、蜜蜂への危害を防止することを目的として我が国で行っている取組の内容を、同年 8 月 26 日に Q & A の形式で、農林水産省のホームページに掲載した。

本 Q & A は、農林水産省が平成 27 年 6 月に公表した「平成 26 年度蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について」の内容を反映し、同年 9 月に改訂した（注：平成 28 年 11 月現在改訂中）。

#### 1) 基本的考え方

欧米では、女王蜂や幼虫だけを残して働き蜂がいなくなる、いわゆる「蜂群崩壊症候群」(CCD) が報告されており、ネオニコチノイド系農薬との関係が疑われているが、我が国ではこのような現象は見られていない。

また、ネオニコチノイド系農薬は、害虫のみならず蜜蜂に対しても影響を与えるものであることは事実であるが、我が国の稲作において、米の商品価値を著しく低下させるカメムシの防除が重要である中、

- ・防除効果に優れており、また、カメムシ防除に使われる他の系統の農薬に比べ、人や水生生物に対する安全性等の観点から利点があること
- ・カメムシ防除に使われる農薬の中で、蜜蜂への悪影響が少ない代替剤がないこと

から、現時点では、蜜蜂の被害ができるだけ生じないようにしながら使用していくことが適当である。

農薬が原因と疑われる蜜蜂の被害が水稻のカメムシ防除の時期に多く報告されていることを踏まえ、ネオニコチノイド系農薬も含め、農薬を使用する場合は、農家と養蜂家との間で巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの情報を共有し、巣箱の退避などの対策を講じるよう指導していくことが重要である。

#### 2) 被害事例に関する調査・報告について

我が国における農薬の使用に伴って発生した疑いのある蜜蜂の被害事例は、平成 24 年度以前は、毎年、全国で数件程度の報告があったが、それらの事例と原因との関係についての十分なデータは把握できていなかった。

このため、農林水産省は、国内外で関心の高い農薬と蜜蜂の被害発生との関連性を把握し、事故の発生要因を考慮した被害軽減対策の検討に役立てるため、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間（平成 25 年 5 月 30 日～平成 28 年 3 月 31 日）で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生事例（以下「被害」という。）を調査し、被害の発生要因を解析することとした。なお、巣箱の周辺で採取された死虫は、FAMIC に送付して分析を行い、要因解析に活用した。

#### 3) 蜜蜂被害事例調査（平成25年度～27年度）の結果及び今後の取組について

3 年間の調査結果を総合的に解析し、平成 28 年 7 月 7 日に公表した。

○被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の周辺で採取さ

れた死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの殺虫剤の多くは 水稲のカメムシ防除への使用することが可能なものであった。そのため、これらの死虫が、水稲のカメムシ防除に使用された殺虫剤を直接浴びた可能性が高いと考えられる。

- 検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかった。
- 蜜蜂の被害を軽減させるためには、農林水産省が、被害調査の中で都道府県に指導してきた以下の対策が有効であることが判明。
  - ① 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
    - ・養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
    - ・農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する 等
  - ② 養蜂家による対策（巣箱の設置場所の工夫・退避）
    - ・水田に囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所では、被害発生の低減のためには、巣箱を置かないようにするか、水稲の開花期に巣箱を退避する 等
  - ③ 農薬使用者による対策（農薬の使用の工夫）
    - ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯（8～12時）の農薬散布を避け、できるだけ早朝、または夕刻に散布する
    - ・蜜蜂が浴びにくい形の殺虫剤（粒剤の田面散布）を使用する 等
- 北海道は「巣箱の設置場所の工夫・退避に関する取組」が進まず、被害が減少しなかった。

本結果を踏まえ、

- ① 農林水産省は、以下の取組を実施。
  - ・都道府県による対策の継続的な実施を促進する。
  - ・水稲のカメムシを防除する時期（7月～9月頃）には、対策の実施を徹底し、注意喚起を行うため、都道府県に対し、通知を発出する。その際、水稲以外の作物についても、情報共有等の対策を行うよう注意喚起を行う。
- ② 北海道は、自ら農薬散布回数の削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進。
- ③ 農林水産省は、上記の対策が有効であったかどうかの検証等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握。

「平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」(平成28年7月7日付け 28消安第1716号・28生畜第509号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知)に示した調査を実施頂くとともに、引き続き情報交換の徹底や、地域の実態に合わせた対策に努めていただき、対策の有効性の検証等を行って頂くようお願いする。

残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成28年4月～平成28年9月末日)

品目	農薬名	区分	検出値	基準値	原因
セルリー	ダイアジン	殺虫剤	0.44	0.1	特定できず。
ほうれんそう	プロフェジン	殺虫剤	0.02	0.01	特定できず。
ほうれんそう	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.04	0.01	ラベルを確認せず適用のないほうれんそうに使用した。
こまつな	エトフェンプロックス	殺虫剤	2.7	0.01	特定できず。 防除器具の洗浄不足で使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
ズッキーニ	ホスチアゼート	殺虫剤	0.33	0.2	農薬の使用基準(使用量)を守らずに使用した。
ローズマリー	フルフェキサスロン	殺虫剤	14.7	10	隣接して栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
ピーマン	有機銅	殺菌剤	不検出	0.01	ラベルを確認せず適用のないピーマンに使用した。
こまつな	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.06	0.01	隣接する畝で栽培していた作物に使用した農薬が飛散した疑い。
しゅんぎく	トリフルラリン	除草剤	0.06	0.05	しゅんぎく栽培中のハウスの周囲の除草目的に使用した農薬が飛散した疑い。
オクラ	フィプロニル	殺虫剤	0.01	0.002	収穫したオクラの袋つめ作業中に、ベットの殺虫剤を使用した際にベットの裏側に付着した農薬がオクラに付着した疑い。
水稲	エトフェンプロックス	殺虫剤	未測定	0.5	JAの担当者が水稲に通用の無い薬剤を過って発注、納品したこと、使用者がラベルを確認せず使用したこと。
水稲	イミベンコナゾール	殺菌剤	未測定	0.01	JAの担当者が水稲に通用の無い薬剤を過って発注、納品したこと、使用者がラベルを確認せず使用したこと。
水稲	ジノチフラン	殺虫剤	-	2	前日に散布薬剤を調製し、原液の密閉器に使用していたため、散布当日に過って原液と希釈液を間違え、原液散布した。
ネクターリン	MEP(フェニトロチオン)	殺虫剤	0.01	8	JAの担当者からまもの防除歴に従って防除するよう指導を受けたが、ネクターリンに使用できない農薬が掲載されており、使用者はラベルを確認せず使用した。
ネクターリン	トリフルミゾール	殺菌剤	不検出	0.01	JAの担当者からまもの防除歴に従って防除するよう指導を受けたが、ネクターリンに使用できない農薬が掲載されており、使用者はラベルを確認せず使用した。
マンゴー	DMTP(メチダチオン)	殺虫剤	-	0.2	農薬の使用基準(希釈倍数、使用時期)を守らずに使用した。
マンゴー	イミクタジンアルベシール酸塩	殺菌剤	-	0.3	農薬の使用基準(使用時期)を守らずに使用した。

残留農薬基準値超過や不適正使用事案事例(平成27年4月～平成28年3月末日)

品目	農薬名	区分	検出値(ppm)	基準値(ppm)	原因
きゅうり	フルチアニル	殺菌剤	未測定	0.2	使用基準を超える濃度の希釈液を散布した。 残留農薬濃度を測定していないため基準値を超過していたかどうかは不明。
ミニトマト	フルチアニル	殺菌剤	0.04	0.01	ラベルを確認せず適用のないミニトマトに散布した。
にがうり	フェンハレレート	殺虫剤	0.02	0.50	散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
こまつな	EPN	殺虫剤	0.31及び0.88	0.01	特定できず。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
えだまめ	チアクロプロリド	殺虫剤	0.04	0.01	特定できず。
こまつな	EPN	殺虫剤	2.4	0.01	ラベルを確認せず適用のないこまつなを使用した。
しゅんぎく	トルフェンピラド	殺虫剤	1.6	0.01	散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
ほうれんそう	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.05	0.01	隣接する畝で使用した農薬が飛散した疑い。
メロン	TPN(クロロタロニル)	殺菌剤	0.02	2	農薬の使用基準(希釈倍数、使用方法)を守らずに使用した。
こまつな	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.1	0.01	隣接する畝で使用した農薬が飛散した疑い。
しゅんぎく	ジクロシメット	殺虫剤	0.07	0.01	種の育苗時に使用した農薬が土壌に浸み込み、次作として栽培したしゅんぎくが吸収した。
しゅんぎく	ピフエントリン	殺虫剤	0.13	0.01	ほ場周辺で目的外使用した農薬が飛散した。
にら	ダイアジン	殺虫剤	0.4	0.1	農薬の使用基準(使用時期、使用量)を守らずに使用した。
しゅんぎく	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.03	0.01	特定できず。
しゅんぎく	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.11	0.01	特定できず。
しゅんぎく	エスプロカルブ	除草剤	0.03	0.01	隣接するほ場で使用した農薬が飛散した疑い。
しゅんぎく	ルフエスロン	殺虫剤	0.41	0.01	散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
ほうれんそう	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.29	0.01	ほうれんそうに適用のない農薬をほうれんそうの病害虫防除のために使用した。
ねぎ	チルサリド	殺菌剤	0.08	0.01	種の育苗時に使用した農薬が土壌に浸み込み、次作として栽培したねぎが吸収した。
しゅんぎく	チフルザリド	殺菌剤	0.02	0.01	種の育苗時に使用した農薬が土壌に浸み込み、次作として栽培したしゅんぎくが吸収した。
しゅんぎく	イミシアホス	殺菌剤	0.10	0.01	前作に使用した農薬の土壌残留が原因の一つとして考えられるが特定できず。
いんげん	プロシミドン	殺虫剤	0.04	1	ラベルを確認せず適用のないいんげんを使用した。
かぶ(葉)	ルフエスロン	殺菌剤	0.07	0.01	散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
にら	プロチオホス	殺虫剤	0.29	0.1	特定できず。

残留農薬基準超過や不適正使用事例(平成26年4月～平成27年3月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
レタス	ホスチアゼート	殺虫剤	0.4	0.1	ラベルを確認せずに適用の無いレタスに使用した。
ピーマン	アセタミプリド	殺虫剤	0.09 (作残基準値超過はなし)	1	ラベルを確認せずに、使用基準を超える濃度の希釈液を散布した。 使用基準違反はあったが作残基準値超過はなし。
ピーマン	グルホシネート	除草剤	-	0.2	別の容器に移し替えていた除草剤を葉葉散布できる薬剤だと思い込み使用した。
トマト	MEP (フェニトロチオン)	殺虫剤	0.33	0.2	なすに散布した後、トマトにも同じ使用基準で使用できると思い込み、ラベルを確認せずにトマトに使用した。
しそ	MEP (フェニトロチオン)	殺虫剤	0.7	0.5	特定です。 隣接する圃場で使用した農薬が飛散したことが原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
しそ	ミクロブタニル	殺菌剤	2	1	特定です。 隣接する圃場で使用した農薬が飛散したことが原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
しそ	ピリダベン	殺虫剤	0.9	0.7	農薬の使用履歴を記載しておらず、農薬使用後、使用基準より短い期間で収穫した。
えだまめ	EPN	殺虫剤	0.55	0.01	特定です。 農具の洗浄不足、隣接する圃場からの飛散等が原因の一つとして疑わしいが、詳細な情報がなく、原因を特定することはできなかった。
ほうれんそう	シフルメトフェン	殺虫剤	0.05	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
ほうれんそう	インドキサカルブ	殺虫剤	0.16	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
ほうれんそう	インドキサカルブ	殺虫剤	0.02	0.01	特定です。 防除器具を洗浄せずに使用した事実が認められたが、原因を特定することはできなかった。
ほうれんそう	シメコナゾール	殺菌剤	0.39	0.1	特定です。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
チンゲンサイ	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	5.08	2	散布器具の洗浄不足が原因の一つと考えられる。
にら	ペンディメタリン	除草剤	0.08	0.05	作物への飛散防止対策を講じずに散布した後、使用基準より短い期間で収穫した。
ほうれんそう	クレソキシムメチル	殺菌剤	1.1	0.01	特定です。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
みずな	クレソキシムメチル	殺菌剤	3.3	0.01	特定です。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
いちご	ホスチアゼート	殺虫剤	0.07	0.05	使用時期「定植前」に使用方法「全面土壌湿和」で使用すべきところ、「畝面のみへ処理して湿和」により使用した。
きんかん	EPN	殺虫剤	0.1	0.01	特定です。 防除器具を洗浄せずに使用した事実は認められたが、原因を特定することはできなかった。
トマト	シフルメトフェン	殺虫剤	0.1	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いトマトに使用した。

残留農薬基準超過や不適正使用事例(平成25年4月～平成26年3月末現在)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因
こまつな	インキチオン	殺虫剤	12.35	0.1	特定です。
こまつな	チラフェンピラド	殺虫剤	0.045	0.01	特定です。
しゅんぎく	アトランジ	除草剤	0.07	0.02	散布器具の洗浄不足。 除草剤と殺虫剤・殺菌剤で同じ散布器具を用いていた。
リーフレタス	クロタロニル(TPN)	殺菌剤	1.7	1	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
リーフレタス	プロチオホス	殺虫剤	0.25	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
ブラム	マラン	殺虫剤	-	-	台木に用いたにももに登録があるためブラムにも使用できると思ひこみ、適用基準を確認せずに使用した。
なす	グリホサート	除草剤	-	-	別の容器に移し替えていた除草剤を農薬剤だと思い込み使用した。
はくさい	オキサミル	殺虫剤	0.11	0.01	レタスを栽培予定でレタスに適用のある農薬を使用した圃場でレタスでははくさい(適用なし)を栽培した。
ピーマン	フェントエート	殺虫剤	0.79	0.1	特定です。 散布器具の洗浄不足、隣接する圃場からの飛散、他作物(トマト)で散布後、手袋を替えずにレタスを収穫した等の原因が考えられる。
セルリー	アラクロール	除草剤	0.12	0.01	適用は無く、使用していない。散布器具の洗浄不足が原因と考えられる。
にんじん	アセフェート	殺虫剤	0.2	0.01	適用は無く、使用していない。
なす	EPN	殺虫剤	0.02	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いゆずで使用した。
ゆず	EPN	殺虫剤	0.09	0.01	ラベルを確認せずに適用の無いゆずで使用した。
ほうれんそう	アセフェート	殺虫剤	15	6	特定です。 農薬使用回数のカウント方法を間違し、適用の無い時期に適用の無い方法で農薬を使用したことが原因の一つとして疑わしい。
ピーマン	EPN	殺虫剤	0.72	0.01	最終毎年を過ぎた農薬を使用したため、購入当時は適用があったが、購入から使用するまでの間に適用が削除され、残留農薬基準が一律基準に変更されていた。
かぶ(葉)	クロチアニジン	殺虫剤	0.04	0.02	だいにんに適用があり、使用者はかぶにんに適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いかぶにんに使用した。
かぶ(葉)	クロチアニジン	殺菌剤	0.46	0.05	だいにんに適用があり、使用者はかぶにんに適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いかぶにんに使用した。
フロコリー	アノキストロビン マンゼブ メタラキシル	殺菌剤	-	-	ラベルを確認せずに適用の無いフロコリーに使用した。
カリフラワー	アノキストロビン マンゼブ メタラキシル	殺菌剤	-	-	ラベルを確認せずに適用の無いカリフラワーに使用した。
チンゲンサイ	メタアルデヒド	殺虫剤	0.28	0.01	はくさい、キャベツに適用があり、使用者はチンゲンサイにも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずにチンゲンサイに使用した。
ぶどう	エトフェンプロックス	殺虫剤	0.02	0.01	特定です。 自家用の畑農薬場内で使用した衛生専用殺虫剤(有効成分エトフェンプロックス)が出荷用タンポールにかり、そこに詰めただけに付着したことが原因の一つとして疑わしい。
しゅんぎく	ベンチオカブ	除草剤	0.023	0.01	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
さいも	フルトニル	殺菌剤	0.06	0.01	前作に使用した農薬が土壌中に残留していた疑い。
にら	ダイアジン	殺虫剤	0.96	0.1	殺菌剤でにらに適用があるため、水和剤にも適用があると思ひ込み、ラベルを確認せずに適用の無いにらに使用した。
ほうれんそう	シクロロホス	殺虫剤	0.21	0.1	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
ほうれんそう	メタドホス	殺虫剤	0.97	0.5	隣接する圃場で使用した農薬が飛散した疑い。
にら	ペンディメタリン	除草剤	0.05	0.12	使用基準を超える濃度の希釈液を、作物への飛散対策を講じずに散布した。
しゅんぎく	トルフェンピラド	殺虫剤	3.2	0.01	特定です。 農具の洗浄不足が原因の一つとして疑われるが、散布器具の詳細な情報がなく、それだけが原因であると特定することはできなかった。
めいけな	クロタロニル(TPN)	殺菌剤	8.4	2	ラベルを確認せずに適用の無い使用時期に使用した。
めいけな	オキシニル	殺菌剤	4.1	1	ラベルを確認せずに適用の無い女地薬に使用した。

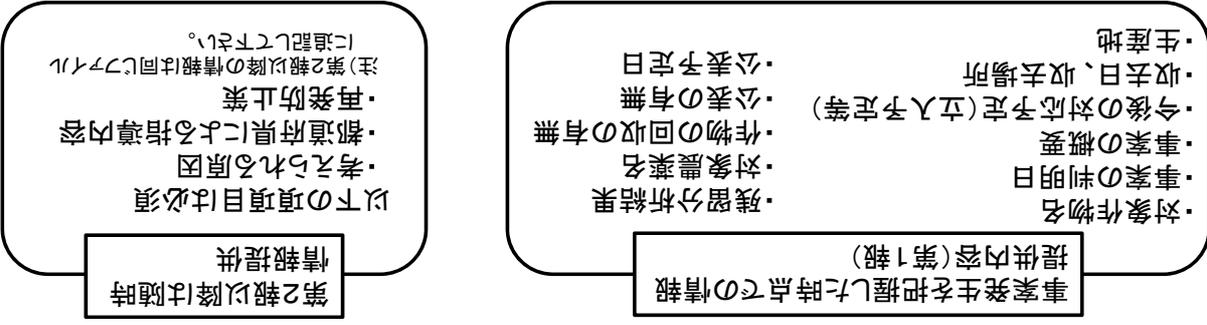
残留農薬基準超過事例(平成24年4月～平成25年3月末日)

品目	農薬名	区分	検出値 (ppm)	基準値 (ppm)	原因(公表用)
かぶ(葉)	ルフェスロン	殺虫剤	0.05	0.01	隣接する作物に使用した農薬がかぶ(葉)に飛散した疑い。
エンダイブ	クロルフェナピル	殺虫剤	0.04	0.01	防除器具の洗浄不足。
きゅうり	クレシキムムメチル	殺菌剤	0.8	0.5	特定できず。
さやいんげん	トルフェンピラド	殺虫剤	0.78	0.01	県は隣接する作物に使用した農薬が飛散したことが原因と判断したが、国は栽培状況から適用外使用に順ずると判断
にら	シラフルオロフェン	殺虫剤	0.04	0.01	隣接する水稲に使用した農薬が二りに飛散した疑い
えだまめ	EPN	殺虫剤	0.06	0.01	特定できず。 適用外使用の可能性は低い。防除器具の洗浄不足、隣接する作物からの飛散が原因の一つとして疑わしい。
だいこん	メプロニル	殺菌剤	0.04	0.02	特定できず。 だいこんに適用があり、適正に使用している。
えだまめ	チアメトキサム	殺虫剤	1	0.3	特定できず。 適用の通りに使用されていた。は種前の使用であり、直接の原因は不明。
はくさい	フルトラニル	殺菌剤	0.02	0.01	特定できず。 はくさいに適用はなく、使用はしていない。防除器具の洗浄不足、前作のしよがりに使用したものが土壌を介して残った可能性、隣接するプロットコリーに使用した際、器具に残っていた当該剤が飛散した可能性などがある。
かぶ(根)	DEP(トリクロルホ ン)	殺虫剤	0.12	0.10	特定できず。 適用がある剤を適正に使用していた。
しゆんぎく	ジノチフラン	殺虫剤	23	20	特定できず。 適用がある剤を適正に使用していた。防除器具の洗浄不足が原因の一つとして疑わしいが、検出された濃度から、器具の洗浄不足だけが原因とは判断できない。
しゆんぎく	ボスカリド	殺菌剤	0.18	0.01	特定できず。 適用はなく、使用していない。前作のキュウリに使用しており、しゆんぎく定植の一ヶ月前に使用しているため、土壌を介してしゆんぎくに残留した可能性などがある。
いちご	DDVP(ジクロロルボス)	殺虫剤	0.8	0.3	特定できず。 DDVPは失効しており、市場に出荷されたDDVPは有効期限が切れている。DDVPを代謝物とするDEPに適用があるが、DDVP、DEPともにサム剤の使用はなかった。前作に使用しているため、土壌を介してしゆんぎくに残留した可能性などがある。
しゆんぎく	クロチアアジニ	殺虫剤	0.44	0.2	特定できず。 適用はなく、クロチアアジニ及びクロチアアジニを代謝物とするチアメトキサム剤の使用はなかった。前作に使用しているため、土壌を介してしゆんぎくに残留した可能性などがある。
こまつな	ホスチアゼート	殺虫剤	0.23	0.1	特定できず。 適用はなく、使用していない。前作のキュウリに使用しているため、土壌を介してしゆんぎくに残留した可能性などがある。

残留基準違反又は適用外使用事象発生時の情報提供について

残留基準違反又は適用外使用事象の発生

都道府県における対応



別紙1-2

## 蜜蜂被害事例調査（平成 25 年度～27 年度）の結果及び 今後の取組について（概要）

平成 28 年 7 月  
消費・安全局

### 1. 蜜蜂被害事例調査の結果について

#### 【調査の背景と目的】

- 欧米では、2000 年代より、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））が問題となり、その原因は、病気、ダニ、農薬等である可能性が指摘されている。
- 農林水産省は、関心の高い農薬と蜜蜂が減少する事例の発生との関連性を把握すること等を目的として、平成 25 年度から 27 年度にかけての 3 年間で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生（以下「被害」という。）事例を調査することとした。

#### 【被害の発生状況】

- 報告された被害事例の数は、69 件（平成 25 年度）、79 件（平成 26 年度）、50 件（平成 27 年度）であった。
- ※ 被害のあった巣箱の比率は、いずれの年も、全国の巣箱数の 1% 未満であった。

- いずれの年も、報告された被害のうち、1 巣箱当たりの最大死虫が 1000～2000 匹以下という比較的小規模な事例が多くを占めていた。

※ 一般的に、1 つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じてても、養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復する。なお、働き蜂の寿命は、約 1 ヶ月（夏季）といわれている。

- なお、いずれの年も、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））に該当する事例はなかった。

#### 【被害の原因】

- 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稻のカメムシ防除に使用可能なものであった。
- これらのことから、分析に供した死虫の発生は、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられる。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかつた。

### 【被害の軽減に有効な対策】

- 被害件数が減少した都道府県に聞き取り等を行った結果、以下の対策が有効であることが明らかになった。

#### ① 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有

- ・ 養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
- ・ 農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する等

#### ② 巣箱の設置場所の工夫・退避

- ・ 養蜂家は、周辺を水田に囲まれた場所には、できるだけ巣箱を設置しない
- ・ 養蜂家は、農薬の使用者から連絡を受けた場合、巣箱を別の場所に退避させる等

#### ③ 農薬の使用の工夫

- ・ 蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける
- ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態の農薬（粒剤等）を使用する等

### 【今後の課題】

- 対策を実施することによって、農薬による蜜蜂の被害は減少したが、北海道については、被害が減少しなかつた。

### 2. 今後の取組について

#### 【対策】

- 農林水産省は、以下の取組を行う。
  - ・ 都道府県による対策の継続的な実施を促進
  - ・ 水稻のカメムシを防除する時期（7 月～9 月頃）には、注意喚起のため、都道府県に対し、通知を发出
- 北海道は、農薬散布回数の削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進する。

#### 【情報収集】

- 上記の対策の有効性を検証する等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握する。
- 引き継ぎ、国内外の知見を収集するとともに、効果的な被害軽減対策を確立する等のために必要な調査研究を実施する。

## 1. 蜜蜂被害事例調査の結果について

### 1. 蜜蜂被害事例調査の目的

- ・ 欧米では、2000年代より、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））が問題となり、その原因は、病気、ダニ、農薬等である可能性が指摘されている。
- ・ 我が国では、CCDの事例は報告されていないが、蜜蜂が減少する事例は起きており、それらの事例と上記のような原因との関係について、十分なデータを把握できているとはいえないかった。
- ・ このため、農林水産省は、関心の高い農林と蜜蜂が減少する事例の発生との関連性を把握すること等を目的として、平成25年度から平成27年度にかけての3年間で、農薬が原因と疑われる蜜蜂数の顕著な減少や大量の死虫の発生（以下「被害」という。）事例を調査することとした。

### 2. 被害の発生状況

- ・ 報告された被害事例の数は、69件（平成25年度）、79件（平成26年度）、50件（平成27年度）であった。養蜂家に対して、被害の報告対象を明確化したこと、被害報告の呼びかけを強化したこともあり、平成24年度以前（1年に数件程度）と比較して、多くの事例が報告された。
- ・ 被害のあった巣箱の比率は、いずれの年も、全国の巣箱数の1%未満であった。なお、計算に当たっては、各年の蜂群数が最大となる夏季の巣箱数（約41～42万箱）を「全国の巣箱数」とした。
- ・ いずれの年も、報告された被害のうち、1巣箱当たりの最大死虫数が1000～2000匹以下という比較的小規模な事例が多くを占めていた。一方、1箱当たりの最大の死虫数が1万匹を超える被害も、毎年3～4件あった（図2-1）。

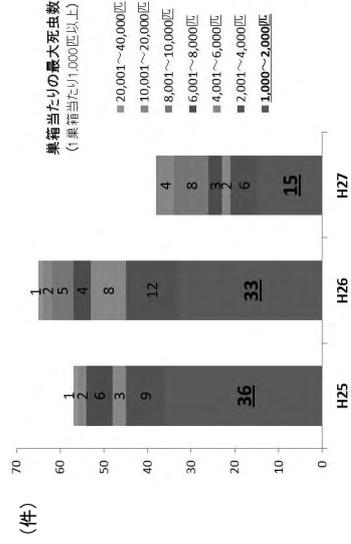


図2-1 被害の規模別発生件数

- ・ 欧米で問題となっている、いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD）では、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう等といった事例が知られている。この調査においては、このCCDに該当する事例はなかった。

#### (参考)

- \* 平成25～27年の蜜蜂の飼育戸数は、平均約9,000戸。
- \* 平成25～27年の1月1日現在の蜂群数（箱数）は、平均21万個。蜂群数は、夏には繁殖により2倍以上になる。
- \* 一般的に、一つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じても、養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復する。なお、働き蜂の寿命は、約1ヶ月（夏季）といわれている。

### 3. 被害の原因

- ・ 調査を行った3年間の被害を詳しく調べてみたところ、以下のような傾向が見られた。
  - ① 被害の77～90%は、巣箱を置いた場所（蜂場）の周辺で、水稲が栽培されている状況下で発生していた（図3-1）。
  - ② また、そのような被害事例を時期別にみると、80～85%は、水稲のカメムシ防除が行われる時期（水稲の開花直前から開花後2週間程度の時期）に発生していた（図3-2）。
  - ③ そのような被害のうち、57～67%は、被害の発生直前に、水稲のカメムシ防除に使用される殺虫剤「以下「水稲カメムシ防除剤」という。」が、蜂場の周辺の水稲に散布されていた（図3-3）。

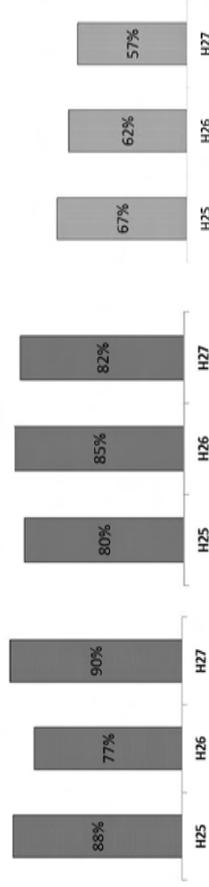


図3-1 水稲栽培と被害の関係

図3-2 水稲のカメムシ防除の時期と被害の関係

図3-3 水稲のカメムシ防除剤の使用と被害の関係

- また、死虫中の農薬を分析したところ、約7割の死虫から、蜜蜂の半数致死量(LD<sub>50</sub>値(※))の1/10以上に相当する濃度の水稻カメムシ防除剤が検出された。なお、水稻のカメムシ防除剤以外に使用される殺虫剤も、少数ながら検出された。

※ 暴露することにより、半数が死亡すると予想される物質の量

- これらのことは、分析に供した死虫が、水稻のカメムシ防除剤に使用された殺虫剤に、直接暴露したことを示唆しており、死虫の発生原因が殺虫剤への直接暴露である可能性が高いと考えられる。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかった。

※ 国内外で関心の高いネオニコチノイド系農薬については、水稻のカメムシ防除剤において使用されている割合が散布延べ面積ベースで約63% (平成24年度植物防疫課調べ) であるところ、半数致死量の1/10以上の値で検出された全農薬中の割合も約66%[25/38]だった。

- また、水稻のカメムシ防除の時期以外及び周辺で水稻の栽培がない地域での被害事例については、周辺で使用された農薬等に関する情報が不十分であったため、被害の主な原因として、具体的な殺虫剤を特定することはできなかった。

#### 4. 被害の軽減に有効な対策

- 農林水産省が、被害報告のなかった又は被害報告数の減少した都道府県等に対して、対策の取り組み状況についての聞き取り等を行った結果、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であることが明らかになった。

- ① 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
  - ・養蜂家は、巣箱の設置場所等の情報を農薬の使用者と共有する
  - ・農薬の使用者は、農薬を散布する場合は、事前に、散布場所周辺の養蜂家に対し、その旨を連絡する等
  - ・情報共有の実施が進んでいる。

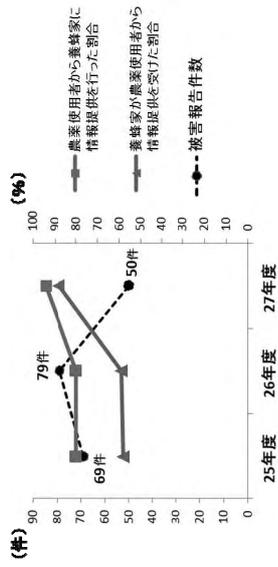


図4-1 情報共有が行われた割合の推移

※ 農林水産省は、平成27年に、蜜蜂への注意が必要な農薬については、そのラベルの農薬の使用上の注意の欄に「周辺で養蜂が行われている場合には、関係機関に農薬の散布時期等の情報を提供すること」等の記載を追加するよう、農薬の製造者・販売者に要請した。その結果、平成28年5月末現在、該当農薬製剤約950のうち577について、当該記載の追加が行われている。

- ② 巣箱の設置場所の工夫・回避
  - ・養蜂家は、周辺を水田に囲まれた場所にできるだけ巣箱を設置しない
  - ・養蜂家は、農薬の使用後から連絡を受けた場合、巣箱を別の場所に退避させる等
- ③ 農薬の使用の工夫
  - ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける
  - ・蜜蜂が暴露しにくい形態の農薬(粒剤等)を使用する等

※ 農林水産省は、平成26年度に被害が多かった都道府県に対し、個別に情報共有及び被害軽減対策を推進するよう働きかけを行った結果、27年度には、それらの都道府県のほとんどで被害件数の減少が認められた。



## 5. 今後の課題

- ・ 対策を実施することによって、農薬による蜜蜂の被害の減少が認められたが、一方、北海道については、報告のあった被害事例の数が、35件/69件 [約51%] (平成25年度)、27件/79件 [約34%] (平成26年度)、29件/50件 [約58%] (平成27年度)と推移しており、被害が減少しなかった。
- ・ 北海道においては、「農薬使用者と養蜂家の間の情報共有」等の取組は進んでいるものの、「巣箱の設置場所の工夫・退避」に関する取組は進んでいない。このことは、北海道の同一の場所において、複数回・複数年度にわたって被害が報告されているということにも反映されている。
- ・ なお、北海道は、対策を実施できなかつた理由として、「巣箱の設置場所の工夫・退避」については、「採蜜が可能な巣箱の退避先がない」、「退避には労力が必要」、「被害状況・費用等を考えると動かない方が得なため」等と報告している。

## 2. 今後の取組について

### 1. 対策

- ・ 農林水産省は、以下の取組を行う。
  - ① 都道府県による対策の継続的な実施を促進
  - ② 水稻のカメムシを防除する時期（7月～9月頃）には、注意喚起のため、都道府県に対し、通知を發出（その際、水稻以外の作物についても、情報共有等の対策を行うよう注意喚起を実施）
- ・ 北海道は、農薬散布回数削減や、巣箱を退避させることが可能な場所の確保の検討等の対策を推進する。

### 2. 情報収集

- ・ 上記の対策の有効性を検証する等のために、毎年、都道府県ごとに被害の件数等を把握する。
- ・ 引き続き、国内外の知見を収集するとともに、効果的な被害軽減対策を確立する等のために必要な調査研究を実施する。

#### <調査研究の例>

- ・ 蜜蜂の農薬への暴露を大規模放牧地を利用して回避するための技術に関する調査研究等

各地方農政消費・安全部長  
生産部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

(農林水産省) 消費・安全局農産安全管理課長  
生産局畜産部畜産振興課長

平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」(平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「調査・報告通知」という。)を發出し、蜜蜂の被害事例のうち、農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間、蜜蜂の被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集してきたところであるが、この3年間の情報収集によって把握された主な事項は、以下のとおりである(詳細については別添参照のこと)。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稻のカメムシ防除に使用可能なものであったこと。これらことから、分析に供した死虫の発生は、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられること。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかったこと。
- ② 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であることが確認されたこと。
  - ・ 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
  - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
  - ・ 農薬の使用の工夫(粒剤の使用等)については、以上を踏まえ、引き続き、農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各(都府県)に対し、周知・指導願いたい。  
なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活用するよう、併せて周知願いたい。

28消安第1716号  
28生畜第509号  
平成28年7月7日

記

- (1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有  
都府県の畜産部局及び農業指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農業使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。
- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
  - ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
  - ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
    - ・ 農業使用者と養蜂家間の情報共有
    - ・ 巣箱の設置場所の工夫・回避
    - ・ 農薬の使用の工夫（粒剤の使用等）
- (2) 情報共有の更なる徹底  
都府県の農業指導部局及び畜産部局は、農業使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。
- (イ) 蜂場の情報関係
- ① 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農業指導部局及び農業団体等に伝えること。
  - ② 都府県の農業指導部局は、農業団体等の協力を得て、①で得た情報を蜂場の周辺の水稻農家等に伝えること。
- (ロ) 水稻の防除に係る情報関係
- ① 都府県の農業指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期\*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等に伝えること（情報は、無人ヘリコプターの空中散布等事業計画や地域の農業団体が作成する防除暦等から得ること）。
- \* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。
- ② 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。
- (ハ) 水稻以外の作物の防除に係る情報関係
- ① 都府県の農業指導部局は、水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稻以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。
  - ② 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。
- (3) 被害軽減のための対策の推進  
都府県の農業指導部局及び畜産部局は、農業による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどとして、例えば、以下の対策を行うこと。
- ① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。
    - ・ 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること。
    - ・ 水稻のカメムシ防除の時期には、巣箱を水田の周辺から退避させること。
  - ② 農業団体等の協力を得て、水稻農家に対し、以下の指導を行うこと。
    - ・ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守すること。
    - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早期又は夕刻に行うこと。
    - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
  - ③ 以上のほか、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組を検討し、実施すること。
- (4) 対策の有効性の検証等  
都府県の農業指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために、以下の取組を実施すること。
- ① 対策の有効性の検証  
都府県で行った被害軽減のための対策等については、有効性の検証を行い、平成29年3月末までに、別記様式1により、農政局等を通じて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室あて報告すること。
  - ② 被害の迅速かつ正確な把握  
管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例調査実施要領」及び別紙1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の考え方に基つき、別記様式2を用いて、迅速かつ正確に被害の状況を把握すること。
  - ③ 被害の報告  
被害については、②によりその状況を把握し次第、速やかに、別記様式3により、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室あて報告すること。なお、報告の際には、別記様式2を添付すること。

る場所の周辺で栽培される水稻以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

- ② 都府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都府県の農業指導部局及び畜産部局は、農業による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどとして、例えば、以下の対策を行うこと。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。
  - ・ 蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること。
  - ・ 水稻のカメムシ防除の時期には、巣箱を水田の周辺から退避させること。
- ② 農業団体等の協力を得て、水稻農家に対し、以下の指導を行うこと。
  - ・ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守すること。
  - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早期又は夕刻に行うこと。
  - ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ③ 以上のほか、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組を検討し、実施すること。

(4) 対策の有効性の検証等

都府県の農業指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために、以下の取組を実施すること。

- ① 対策の有効性の検証  
都府県で行った被害軽減のための対策等については、有効性の検証を行い、平成29年3月末までに、別記様式1により、農政局等を通じて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室あて報告すること。

② 被害の迅速かつ正確な把握

管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例調査実施要領」及び別紙1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の考え方に基つき、別記様式2を用いて、迅速かつ正確に被害の状況を把握すること。

③ 被害の報告

被害については、②によりその状況を把握し次第、速やかに、別記様式3により、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室あて報告すること。なお、報告の際には、別記様式2を添付すること。

28 消安第1716号  
28 生畜第509号  
平成28年7月7日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿  
生産経営産業部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長  
生産局畜産部畜産振興課長

平成28年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について

農業による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえ、被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知。以下「調査・報告通知」という。）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち、農業の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間、蜜蜂の被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集してきたところであるが、この3年間の情報収集によって把握された主な事項は、以下のとおりである（詳細については別添参照のこと）。

① 被害の発生は、水稻のカメムシを防除する時期に多く、巣箱の前から採取した死虫からは各種の殺虫剤が検出されたが、それらの多くは水稻のカメムシ防除に使用可能なものであったこと。これらことから、分析に供した死虫の発生は、水稻のカメムシ防除に使用された殺虫剤に、蜜蜂が直接暴露したことが原因である可能性が高いと考えられること。なお、検出された各種の殺虫剤の被害への影響の程度は特定できなかったこと。

② 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であることが確認されたこと。

- ・ 農薬使用者と養蜂家間の情報共有
- ・ 巣箱の設置場所の工夫・回避
- ・ 農薬の使用の工夫（粒剤の使用等）

ただし、北海道については、情報共有の取組は進んでいるものの、被害件数が減少していないことが今後の課題である。

については、以上を踏まえ、引き続き、農業による蜜蜂の被害を軽減するため、下記の事項を北海道に対し、周知・指導願いたい。

なお、下記の事項を実施するに当たっては、必要に応じて、消費・安全対策交付金を活

用するよう、併せて周知願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有  
畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。

- ・ 農薬使用者と養蜂家間の情報共有
- ・ 巣箱の設置場所の工夫・回避
- ・ 農薬の使用の工夫（粒剤の使用等）

(2) 情報共有の更なる徹底  
農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。

(イ) 蜂場の情報関係

- ① 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。
- ② 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、①で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。

(ロ) 水稻の防除に係る情報関係

- ① 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2 kmの範囲）の水稲のカメムシ防除の時期\*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等に伝えること（情報は、無人ヘリコプターの空中散布等事業計画や地域の農業団体が作成する防除曆等から得ること）。

\* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

② 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(ハ) 水稻以外の作物の防除に係る情報関係

① 農薬指導部局は、水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の

周辺で栽培される水稲以外の作物以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

② 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、①で得た情報を養蜂家に伝えること。

(3) 被害軽減のための対策の推進

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、(1)及び(2)の取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、例えば、以下の対策を行うこと。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。
  - ・ 蜜蜂がカメシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所等）に巣箱を設置することは控えること。
  - ・ 水稲のカメシ防除の時期には、巣箱を水田の周辺から退避させること。
- ② 農業団体等の協力を得て、水稲農家に対し、以下の指導を行うこと。
  - ・ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守すること。
  - ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと。

- ③ 以上のほか、巣箱の移動手段の提供、共同の退避場所の設置等、地域の実態を考慮した取組を検討し、実施すること。

(4) 対策の有効性の検証等

農薬指導部局及び畜産部局は、対策の有効性の検証等を行うために、以下の取組を実施すること。

- ① 対策の有効性の検証
 

北海道で行った被害軽減のための対策等については、有効性の検証を行い、平成29年3月末日までに、別記様式1により、北海道農政事務所を通じて、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。
- ② 被害の迅速かつ正確な把握
 

管内で蜜蜂の被害が生じた場合には、調査・報告通知の別添「蜜蜂被害事例調査実施要領」及び別紙1「本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等」の考え方に基き、別記様式2を用いて、迅速かつ正確に被害の状況を把握すること。

- ③ 被害の報告
 

被害については、②によりその状況を把握し次第、速やかに、別記様式3により、消費・安全局農産安全管理課農薬対策室あて報告すること。なお、報告の際には、別記様式2を添付すること。

蜜蜂被害の軽減のための対策検証票（平成28年度）

提出日	
都道府県名	
担当部署	
担当者名・連絡先 (Tel/E-mail等)	

1. 被害の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件	件	件	件

2. 平成28年度の対策の概要

対策の目的	・
対策の内容	・ ・ ・
上記の対策を行うこととした背景 (注1)	・ ・ ・

(注1) 平成27年度までの被害の件数・内容を踏まえ、上記の対策を行うこととした理由等について記載すること。

3. 平成28年度の対策の検証等

(1) 対策の実施について

① 対策の実施状況

- ・
- ・

※ 対策の内容ごとに、予定どおりに対策を行うことができたか等について記載すること。

② 効果があつたと考えられる対策

- ・
- ・

③ 対策を実施していく上で直面した課題

- ・
- ・
- ④ 今後、改善が可能と考えられる点

⑤ 他の都道府県にも共有した方が良いと考えられる情報（他の都道府県でも効果が期待されると考えられる対策の内容等）

- ・
- ・

(2) 対策の効果について

- ・
- ・

※ 平成28年度の対策の効果について、被害の件数、内容等についての前年度との変化にも言及しつつ記載すること。

4. 平成29年度に実施する対策の概要

対策の目的	・
対策の内容	・ ・ ・ ・
上記の対策を行うこととする背景	・ ・ ・

(注2) 平成28年度までの被害の件数・内容等を踏まえ、上記の対策を行うこととする理由等について記載すること。

5. 平成27年度被害事例のフォローアップについて

平成27年度に発生した被害事例について、被害軽減のために実施した対策、同地域における平成28年度の被害の有無と対策の有効性の検証結果及び今後の取組を別表により事例毎に記載すること。

※複数の事例について、平成27年度の被害の状況、実施した対策及び平成28年度の被害の状況が全て同様であれば、複数の事例をまとめて記載しても良い。  
なお、平成28年度に被害が発生しなかった場合には、有無の項目に「無」を記載した上で、時期及び発生状況の項目に「-」を記載すること。

事例番号	27年度被害		28年度被害		今後の取組
	発生状況	原因	発生状況	原因及び対策の有効性の検証	
①	・	・ ・ ・ ・	・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
②	・	・ ・ ・ ・	・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
③	・	・ ・ ・ ・	・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・

別表

(参考)

- 蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）（抄）

別添

#### 蜜蜂被害事例調査実施要領

### 1. 調査の目的

本調査は、農業による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の検討の基礎資料とすることを目的とする。

### 2. 調査の流れ

本調査は、蜜蜂被害（別紙1に示すような単門前の死虫の顕著な増加、巣箱の働き蜂の著しい減少等の異常をいう。）を発見した養蜂家からの連絡を受けて開始する。

- (1) 被害の概況等の聴取（別紙2の蜜蜂被害報告様式（以下「報告様式」という。）I. 1～3）  
連絡を受けた都道府県畜産担当部局の担当者は、被害の発生場所、確認日時等について養蜂家から可能な限り情報を聴取する。

- (2) 現地調査（報告様式I. 4～10）  
(1)の聴取を行った都道府県畜産担当部局の担当者は、現地調査を実施する。ただし、以下の場合を除く。

- ① 養蜂家がダニ、蜂病など農業以外の原因を特定している場合
- ② 養蜂家から聞き取った内容に基づき農業以外の原因が推定され、養蜂家がその説明に納得している場合

現地調査は、可能な限り蜂病に関する知見を有する者が実施又は同行するものとし、(1)で聴取した内容を確認し、被害の状況を検分するとともに、蜂に見られる症状や蜂病の徴候の有無等を視認するとともに、蜂病の病原体の検査が可能な都道府県にあっては、必要に応じ検査用試料を採材する。

さらに、瀕死の蜜蜂又は腐敗の有無等から判断して死後間もないと考えられる蜜蜂が入手できる場合には、100匹程度以上を分析用試料として採材し、採材地点及び日時を送り状に記載の上、清浄な容器に入れて冷凍状態で独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）農業検査部生態毒性検査課（〒187-0011東京都小平市給木町2-772、電話番号050-3797-1874）宛に送付する。

- (3) 周辺農地に関する情報の調査（報告様式II）

(1)及び(2)の調査で、異常死の原因として農業以外のものが特定できない場合には、農業担当部局の担当者は、周辺地域における農業の使用が原因である可能性

を検討するための調査を実施する。具体的には、以下の情報を収集する。

- ・ 周辺地域における主要な農作物等の作付面積及び蜜蜂被害発生時における生育段階（蜜蜂が強く誘引される可能性のある植物やまとまった面積で作付けが行われる作物を中心とする。）
- ・ これらの主要な農作物等に対する農薬の使用状況（都道府県の防除指針や農協の防除暦に基づき使用される可能性のある殺虫剤を把握。無人ヘリコプター協議会や農協等を通じて、実際に防除が行われた期間についても可能な限り把握。）

### 3. 調査結果の報告

現地調査を実施した被害事例については、農薬以外の原因が特定されたものを含め、一連の調査が終了した時点で、別紙2の報告様式に調査結果を記入の上、地方農政局等を通じて、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室宛て提出する。その後日農林水産省から報告内容について確認が必要となった場合に連絡がとれるよう、畜産担当部局及び農業担当部局の調査責任者名を必ず記入する。

### 4. 調査の実施時期

本要領に基づく調査は平成25年度から平成27年度まで実施する。ただし、結果によっては調査期間を延長することがある。また、収集した情報の解析結果等に基づき、報告様式の見直しを行う場合がある。

### 5. 調査結果の取りまとめ

- (1) 当該調査によって把握した被害状況は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農業対策室が年度ごとに取りまとめ、地方農政局等を通じて都道府県の関係部局に提供する。また、農業が原因であることが確実であると判断された事例については、これまでもどおり、「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」において、概要を公表する。
- (2) 平成25年度から27年度までの調査結果を一括して、以下の解析を行い、蜜蜂の被害を低減する効果が期待できる対策とともに解析結果を公表する。

- ① 農薬の原因とする蜜蜂の被害が発生しやすい地域、作物及び季節節
- ② 周辺における農薬使用との関係
- ③ 農薬の使用に関する情報の養蜂家への事前周知の効果等
- (3) 個別の被害事例を特定できるような情報を公にすると、養蜂家と耕種農家のトラブルを懸念し、情報提供に協力を得られないことも想定されることから、都道府県域以上に詳細な発生場所に関する情報は不開示情報とし、調査の個票を含め、公表しない。また、死虫等の分析用試料を採材した場合におけるFAMIC農業検査部による分析の結果は、上記の解析に資する目的のみ使用するものとし、個別の分析結果は同様に不開示情報とする。

### 蜜蜂被害調査フロー

養蜂家からの第一報

本調査の報告の対象とする蜜蜂の被害事例等

1. 死虫 (1,000 匹以上) が巣箱の周辺で見られる場合。特に以下の場合。

(1) 巢門の前に死虫の山ができてくるような場合

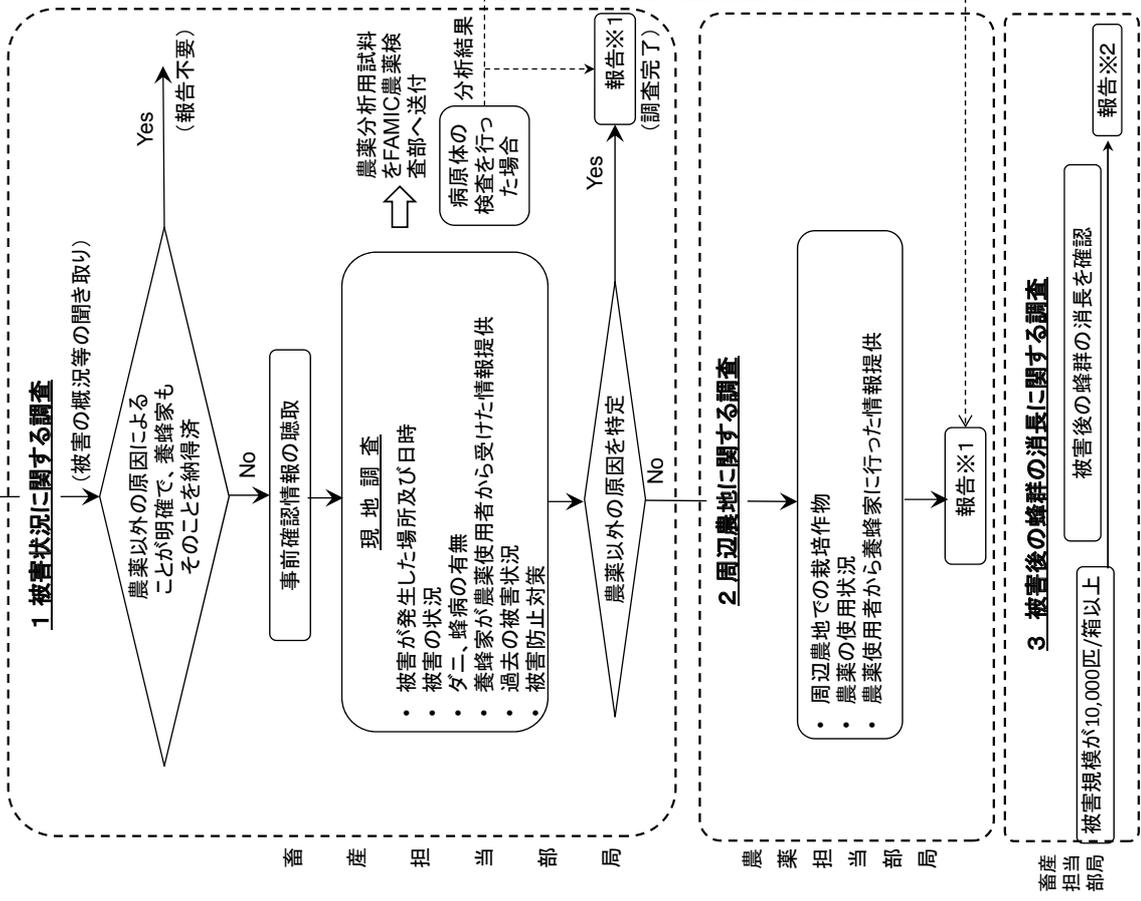
(2) 死虫とともに、羽ばたきの異常や震えの見られる生虫が見られる場合

(3) 舌を突き出して死んでいる蜜蜂が多く見られる場合

2. 1 以外の場合で、蜜蜂の減少が見られる以下に例示するような場合。

(1) 巣箱のふたを開けたときにふたの裏側に付いている蜜蜂の数が急に減少した。

(2) 働き蜂の中に占める外働蜂の比率が著しく減少した。(内働蜂の方が体色が薄いことから、巣箱内でみられる蜂群全体の色の変化として捉えることができる。)



※1 報告は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛てに提出される。

※2 報告は、農林水産省生産局畜産部畜産振興課を経て、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室宛てに提出される。

平成 年 月 日に発生した蜜蜂被害について

提出日  
都道府県名

I 蜜蜂被害の詳細

1～3:養蜂家に事前に確認する事項 (現地調査の際に、事実関係を再確認)

1. 発生場所: [ ] (町名・番地まで)

2. 発生日時: 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 午前/午後 [ ] 時頃  
(目立った被害が確認された最初の日時)

【被害を最初に確認した時の状況】  
[ ]

3. 被害発生前の直近の蜂場の確認

(1) 確認日: 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

(2) 確認方法:  
 巣箱の周囲・外観の目視のみ     巣箱内部も確認

【被害前の巣箱の状況】(箱数、平均的な働き蜂数/箱、貯蜜量や有蓋蜂見域の状況等、具体的に)

[ ]

(3) 蜂場の情報

巣箱の設置期間 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日  
 ~ 平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日 (予定含む)

4～10:養蜂家の立ち会いの下、蜂場で確認する事項

4. 巣箱の被害の程度:  
 全滅  
 【その他】  
 巣門を出入りする蜂あり  
 巣門を出入りする蜂はないが、内動蜂や幼虫は生存  
 女王蜂及び幼虫のみが生存、働き蜂が不在又は死亡  
 死虫は目立たないが、明らかに働き蜂の数が減少  
 死虫はないが、明らかに働き蜂の数が減少

働き蜂の数が減少したと  
考える根拠を記載  
[ ] → 5、6、7記入不要

5. 巣箱当たりの死虫数: 約 [ ] 千匹  
 【千匹=100g(水濡れ、夾雑物等のない場合)又は茶碗山盛り一杯で概算】

6. 巢外の生存虫に見られる異常な症状(すべて死亡の場合は記入不要)

羽ばたいたり歩き回ったりしているが、正常に飛べない。     巣門から入ろうとするが排除される。  
 その他  
 立会い確認時には異常は見られなかった。

7. 蜜蜂死亡の原因の推定に関する情報

(1)外部寄生ダニ	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 不明	種類	[ ]	[ ]	[ ]
(2)蜂病の症状	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 不明	寄生率(%)	[ ]	[ ]	[ ]
(3)病原体の検出	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 不実施	症状	[ ]	[ ]	[ ]
(4)農薬分析用試料の採取	<input type="radio"/> 実施 <input type="radio"/> 不実施	有症率(%)	[ ]	[ ]	[ ]
		分析病原体	[ ]	[ ]	[ ]
		検出率(%)	[ ]	[ ]	[ ]
		不実施の理由	[ ]	[ ]	[ ]

※病原体の検出を行っていない場合は不要紙を選択

8. 被害の進行状況

死虫の状況等に目に見える変化はない。     死虫が巣門から運び出されたり、巢の周りに外動蜂が落下したりしつつある。

9. 蜂場全体の状況(複数の巣箱が設置されている場合のみ回答)

被害の程度はすべての巣箱でほぼ同じ。     被害の程度は巣箱によって異なる。

最大規模の被害と同程度の被害: [ ] 箱    軽微な被害(※): [ ] 箱  
 半分程度の被害: [ ] 箱    被害なし: [ ] 箱  
 合計 [ ] 箱    ※巣箱当たり数百匹程度以下の被害

10. 農薬の使用に関する情報提供及びそれを受けた被害防止策

農薬の使用に関する事前の情報提供  
 なし  
 年間の防除スケジュール    情報提供者: [ ]  
 農薬の種類及び使用予定日    情報提供者: [ ]  
 その他    情報提供者: [ ]  
 情報提供者: [ ]  
 (農協、養蜂組合、県畜産課等、具体的に)

情報提供を受けて実施した影響防止策

農門の閉鎖  月  日  時  分  秒 午前/午後 ~ 午前/午後  時頃

巣箱の退避  月  日 ~  月  日

その他 具体的に

なし  その理由

当該蜂場での過去の被害発生の有無

なし  あり 発生年度  27年度  28年度  25年度  24年度以前

詳細

II 周辺農地に関する情報

農薬担当部局で把握していない情報は、適宜当該地域を管轄する普及指導センター等又は農協、防除の実施主体等から聴取

1. 周辺地域(半径2km。その範囲に農薬を使用する可能性のある農地、ゴルフ場、山林等がない場合は、半径5kmまで)の主要な農作物等の作付面積

(水稲に加え、一定の面積でまとまって栽培されている、あるいは共同防除が行われている作物)について、散布された農薬の詳細な情報を記載すること

(記入例) ○○(○ ha)、△△(○ ha)・・・

2. 被害の発生時における「1」の農作物等の生育段階(特に、水稲など開花期)にあった農作物等についてはその旨)

(記入例) ○○:移植直後、△△:開花期、・・・

3. 当該地域における農薬の使用について

(1)「1」の農作物等の生育段階に発生が予想される病害虫に対する防除薬剤として、都道府県の防除指針や農協の防除指針等において被害発生地域で推奨されている殺虫剤(使用が少量と考えられるものは除く)。また、初夏までに水田地帯周辺で発生した被害の場合は、水稲の移植時又は移植前に使用された殺虫剤についても記載。

(記入例) ○○(□□カマシ): × × 乳剤、△△(◇◇ガ): × × 水和剤、・・・

(2) 都道府県、市町村又は農協が把握している被害の発生時の前後の当該地域における殺虫剤の使用計画又は使用実績(可能な限り実際の使用日の把握に努めるものとする。)

(記入例)

○月○日(◎地区): ○○(○ ha)、無人ヘリによる防除(× × 乳剤)  
○月○日(▽▽地区): △△(○ ha)、一斉防除(ブームスプレー、手散布等)(× × 水和剤)・・・

4. 当該地域における農薬の使用予定の養蜂家への情報提供について

提供する情報の種類

防除指針、防除農等に基づく年間の農薬の使用時期  一斉防除、無人ヘリによる防除等の実施日  
 個々の農家の農薬の使用予定  その他

提供する情報の種類	養蜂家側への情報提供者※1	養蜂家への情報提供手段※2
防除指針、防除農等に基づく年間の農薬使用時期	その他:	その他:
一斉防除、無人ヘリによる防除等の実施日	その他:	その他:
個々の農家の農薬の使用予定	その他:	その他:
その他:	その他:	その他:
その他:	その他:	その他:

※1 1. 農協  
2. 都道府県  
3. 市町村  
4. 個々の農薬使用者  
5. その他(下欄に具体的に)

※2 ア. 自治会等を通じた連絡  
イ. 養蜂組合等への連絡  
ウ. 個々の養蜂家へ直接連絡  
エ. 養蜂家からの問合せへの回答  
オ. その他(下欄に具体的に)

5. 情報提供を受けて耕種農家が実施した被害防止策

なし

あり 詳細

別記様式3

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

県 部 (局) 長

平成 年 月 日に確認された蜜蜂被害の報告について

平成 年 月 日に本県管内で確認された蜜蜂被害について、下記のとおり、報告します。

記

- 1 被害の発生日時
- 2 被害の発生場所
- 3 被害の概要
- 4 被害の詳細  
別紙のとおり。(※別記様式2を添付すること)

5 本件被害の原因に関する本県の考え

本件被害の原因は、農薬である可能性が高いと考えられる。

理由

本件被害の原因は、農薬以外である可能性が高いと考えられる。

理由

## 2 疑義資材の対応について

### (1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材（＝「疑義資材」）は、農薬取締法上は無登録農薬に当たることから、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について」（平成19年11月22日付け19消安第10394号消費・安全局長通知）に基づき、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHP上の「疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・県域拠点等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱うべきでないことを販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、リーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布。

### (2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

#### 1) 収集された疑義資材情報への対応

農薬目安箱、都道府県等から提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、可能な限り当該資材の製造者又は輸入者を特定し、「疑義表示資材」（農薬としての効能効果を標榜している資材）については、地方農政局、県域拠点等から、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」（成分からみて農薬に該当し得る資材）については、地方農政局、県域拠点等が資材を購入し、農林水産省の委託事業の中で有効成分及び含有量の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

#### 2) 疑義資材の指導・収集について

##### ① 販売者・生産者に対する指導

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては農薬の適正使用の指導の一環として、リーフレット等を活用し、病虫害の防除等を行う場合は登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いする。

##### ② 疑義資材に関する情報収集

販売店に対する巡回指導、生産者や一般の方からの情報提供により得られた資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、県域拠点等を通じてご提供いただくようお願いする。

農林水産省において、疑義資材であるかは製品の表示や販促用チラシ等の内容を確認して総合的に判断している。製品の表示の写真を提供いただく場合は、製造者や販売者の表示も含め、製品全体の表示がわかるようお願いする。

判断のための情報が不足しているなど場合には、情報をご提供いただいた機関、団体等に対してさらなる情報提供を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いする。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売(譲渡を含む)も使用もしてはならないなどの農薬取締法に基づく規制を念頭に、技術の普及も含めて計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

(3) 近年の対応事例

- 1) スクリーニング事業において分析した資材に農薬成分が含まれていることが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙2-1)
- 2) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、指導対象者が農薬成分を混入したことが判明したことから、無登録農薬の製造・販売として対応した事例(別紙2-2)
- 3) 都道府県の指導者が生産現場で農薬登録されていない資材が農作物等を害する病虫害の防除に使用されていることを発見し、販売者に対応した事例(別紙2-3)
  - ・ 当該事例については、その資材を輸入・販売する者に対して農薬取締法に基づく立入検査を実施したが、その資材を農薬として販売している事実は確認できなかった。
  - ・ そのため、本事例においては、無登録農薬の輸入・販売として指導していない。
  - ・ 生産現場で農薬登録されていない資材が農薬として使用されていることを確認した場合は、その使用者が何に基づいて使用していたのか確認し、チラシ等があれば入手した上で情報提供をお願いする。
- 4) 疑義表示資材に対する表示の是正指導時に、農業者が硫黄を有効成分とする登録農薬を原料にしてショウガの根茎腐敗病を防除することを目的とした製品を製造・販売した事実を確認した事例。(注)
  - ・ 農業者が法に違反する行為をしないよう、機会を捉えて、農薬取締法の規制について注意喚起を実施するようお願いする。
  - ・ 本事例は、当該製品はごく少数の個人に直接販売され、使用による人畜や農作物への被害等のおそれがないことから、農林水産省ホームページで公表をしていない。

注) 農林水産省公表(プレスリリース)事例

①株式会社セリエが製造、販売した製品「漢方の力DE収量・食味安定」等の自主回収について  
平成25年2月13日 プレスリリース

[http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/130213\\_1.html](http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/130213_1.html)

②緑水産業が製造販売した無登録農薬に対する措置について  
平成25年12月3日 プレスリリース

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/131203.html>

### 3 販売禁止農薬の回収について

#### (1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）において定められている販売禁止農薬は、農薬取締法により、使用も禁止（その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものであるもので、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制）。しかしながら、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に指定されたケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに 2 件報告。

このため、「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）により、誤使用の判明したケルセンに加え、平成 24 年 4 月に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピンについて、農家等の在庫として保有されている製品の誤使用を未然に防止すべく、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきたところ。

#### (2) 今後の進め方

取組により、量は少ないが回収されている状況である（別紙 3 参照）。

都道府県及び関係者の皆様におかれては、今後も機会を捉えて販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

○ ベンゾエピン回収量(平成27年10月～平成28年9月)

種類	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9
マリックス水和剤 (kg)	0	0	0.0	0	0	0	0.5	0	0	0	0	0
マリックス乳剤 (L)	12.0	1.5	10.3	16.5	1.5	8.4	7.0	0	10.0	0	0	11.5
マリックス粉剤 (kg)	0	45.0	3.0	0	0	0	0	3.0	0	0	0	0
マリックス粒剤 (kg)	0	57.0	33.0	0	0	6.0	0	0	0	0	0	0
マリックス ホワイト (kg)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(kg・L)	12.0	103.5	46.3	16.5	1.5	14.4	7.5	3.0	10.0	0.0	0.0	11.5

○ ケルセン回収量(平成27年10月～平成28年9月)

種類	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9
ケルセン乳剤 (L)	1.6	22.0	11.8	70.7	10.8	17.3	15.7	0.7	27.0	0	4.3	2.0
ケルセン水和剤 (kg)	8.0	0	0	12.5	0.5	12.0	0	0	0.5	0	3.0	0
ダブル乳剤 (L)	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0.1	0	0	3.5
ケルセン粉剤 (kg)	0	0	0	30.0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(kg・L)	9.6	22.0	11.8	113.2	11.3	29.5	15.7	0.7	27.6	0.0	7.3	5.5

## 4 登録状況

平成28農薬年度（平成27年10月1日～平成28年9月30日）末現在の有効登録件数は4,314件、有効成分数は579種類で、同農薬年度中の新規登録件数は112件、新たに登録された有効成分数は12種類（殺虫剤4、殺菌剤2、除草剤4、その他2）であった。

区分 \ 農薬年度	22	23	24	25	26	27	28
有効登録件数	4,516	4,450	4,358	4,342	4,339	4,375	4,314
新規登録件数	315	182	156	230	171	184	112
新規登録有効成分数	12	12	5	16	12	8	12

## 5 生産・流通

平成 27 農薬年度（平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）における農薬の出荷は、前年度に比べ数量では、3.7 %減の 228 千 t 又は kl，金額では 2.6 %減の 3,704 億円となった。

### 平成 27 農薬年度農薬出荷状況

（単位：t・kl，百万円，%）

用 途		平成 26 農薬年度 出 荷	平成 27 農薬年度	
			出 荷	対前年比
殺 虫 剤	数 量	83,162	76,202	92
	金 額	121,389	114,020	95
殺 菌 剤	数 量	43,238	41,722	97
	金 額	75,592	74,502	99
殺虫殺菌剤	数 量	19,844	19,054	96
	金 額	37,354	36,400	97
除 草 剤	数 量	77,406	78,866	102
	金 額	134,625	132,828	99
そ の 他	数 量	12,895	11,936	93
	金 額	13,156	12,673	96
合 計	数 量	236,545	227,779	96
	金 額	382,116	370,423	97

（注）出荷には輸出分は含まない。

## 6 残留農薬基準について

### (1) 魚介類の残留農薬基準の設定

平成 18 年に実施された残留農薬の検査において、シジミ中から水田用農薬が基準値（一律基準値）を超えて検出され、出荷停止の事態を招いた。

このため、農林水産省では、止水期間の遵守、畦畔整備による漏水防止等の水管理の徹底を周知させるとともに、魚介類への基準値を設定するよう、89 農薬について厚生労働省宛てに設定依頼を行い、これまでに 78 農薬の基準値が告示されている（平成 28 年 10 月 1 日現在）。

#### 【平成 27 年 10 月 1 日以降に基準値が告示された農薬】

- ・シクロプロトリン
- ・ピロキロン
- ・BPMC

### (2) 厚生労働省での基準値の見直しについて

厚生労働省は、基準値設定を行う際、過去に設定された基準値についても、使用方法が変更された作物や国内の農薬登録が無い作物等について、当該基準値の削除や引き下げを行う手続きを取っている。平成27年10月1日以降、新しい基準値が告示された国内登録のある農薬のうち、当該措置が取られた農薬は、以下の10農薬。

フルミオキサジン	シクロプロトリン	ジフェノコナゾール
チフェンスルフロン	フェンメディファム	ベンゾフェナップ
ジエトフェンカルブ	テプラロキシジム	フェンヘキサミド
フルオピラム		

### (3) 残留基準値の設定・改正に係る情報提供について

昨年から、厚生労働省が残留基準値を設定・変更した場合には、当課から地方農政局を通じ各都道府県の農薬担当宛て通知することとしているので、各都道府県の農業関係部局においても情報の共有をお願いします。

## 7 短期暴露評価の導入に伴う生産現場の混乱を防ぐための取組

### (1) 生産現場の混乱を防ぐための対応 [参考 1、2]

短期暴露評価の導入により、現行の登録内容を変更せざるを得ない場合（一部の適用作物を削除。使用回数を変更等）でも、生産現場で使用可能な農薬がなくなる等の混乱が生じないよう対応を行っているところ。

- 1) 農薬製造者が、短期暴露において懸念のある農薬について、自主的に使用方法を変更することにより、十分な時間的猶予を持った変更ができるよう働きかけを実施。
- 2) これに伴い、使用方法が変更される農薬については、都道府県等に対して、直ちに防除指針等を見直す等の対応が可能となるよう、国が前もって登録内容の変更に関する情報を提供している。

### (2) 都道府県への依頼事項

- 1) 短期暴露評価の導入により、現行の登録内容を変更せざるを得ない場合、生産現場の混乱を防ぐための対応として、都道府県に次の通り協力を依頼。
  - ・変更後の使用方法で使用するよう使用者を指導。（特に申請後の情報提供から変更登録まで時間的な猶予が無い場合）
  - ・変更後の使用方法に基づいて、防除指針や防除暦の改定の指導。

### 2) 短期暴露評価により変更される農薬の使用法の周知等に係る留意事項

登録内容の変更に当たっては、防除指針等への反映や防除暦の変更に検討の時間が必要があるため、できるだけ早い段階で情報提供して欲しいという要望に基づいて、申請段階で都道府県に対して情報提供を行っている。従ってこの段階で農薬使用者に対する指導をするものではない。

このため、防除指針等の変更前に申請内容を、農薬使用者に情報提供やホームページに掲載することのないようお願いする。ただし、変更登録の約1ヶ月前に行っている使用制限に係る情報提供後又は申請内容を反映した次年度の防除指針や防除暦の作成後であれば、農薬使用者への情報提供やホームページへの掲載をさまたげない。[参考3、4]

なお、防除指針等への反映や防除暦の変更については、対応する年度を明確にして依頼することとしている。[参考5]

### (3) 短期暴露評価の進捗状況（平成28年10月20日現在）

#### 1) 食品安全委員会における評価状況

平成26年6月以降、食品安全委員会は95成分（約41成分/年）について、

新規にARfD設定に係る評価を実施した（評価結果が「ARfD設定の必要なし」であった成分を含む）。このうち、国内登録のある有効成分は 84 成分[参考 6]であった。

食品安全委員会の評価は、各農薬メーカーの想定とほぼ同様の結果であり、当該評価に伴い使用制限を実施したものは、ピリフルキナゾン\* 1 成分のみであった。

\*：ピリフルキナゾンは、評価開始当初に摂取量がARfDが設定されたことから、事前の対応ができなかったもの。評価によりだいこんの葉についてARfDの超過したが、だいこんは適用拡大の登録がされたばかりの作物であったことから、だいこんが記載されたラベルの製品は出荷されておらず、生産現場への影響は無かった。

## 2) 厚生労働省における残留基準値設定状況

平成 26 年 12 月以降、食品安全委員会におけるARfD設定に係る評価を踏まえ、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において 61 成分（うち 32 成分は残留基準値告示済み）に関する審議が行われた。[参考 6]

## 3) 短期暴露評価の導入に伴う使用制限の状況

現在までに、短期暴露評価の導入に伴い 19 成分の使用制限の申請があり、17 成分の変更登録を行った。

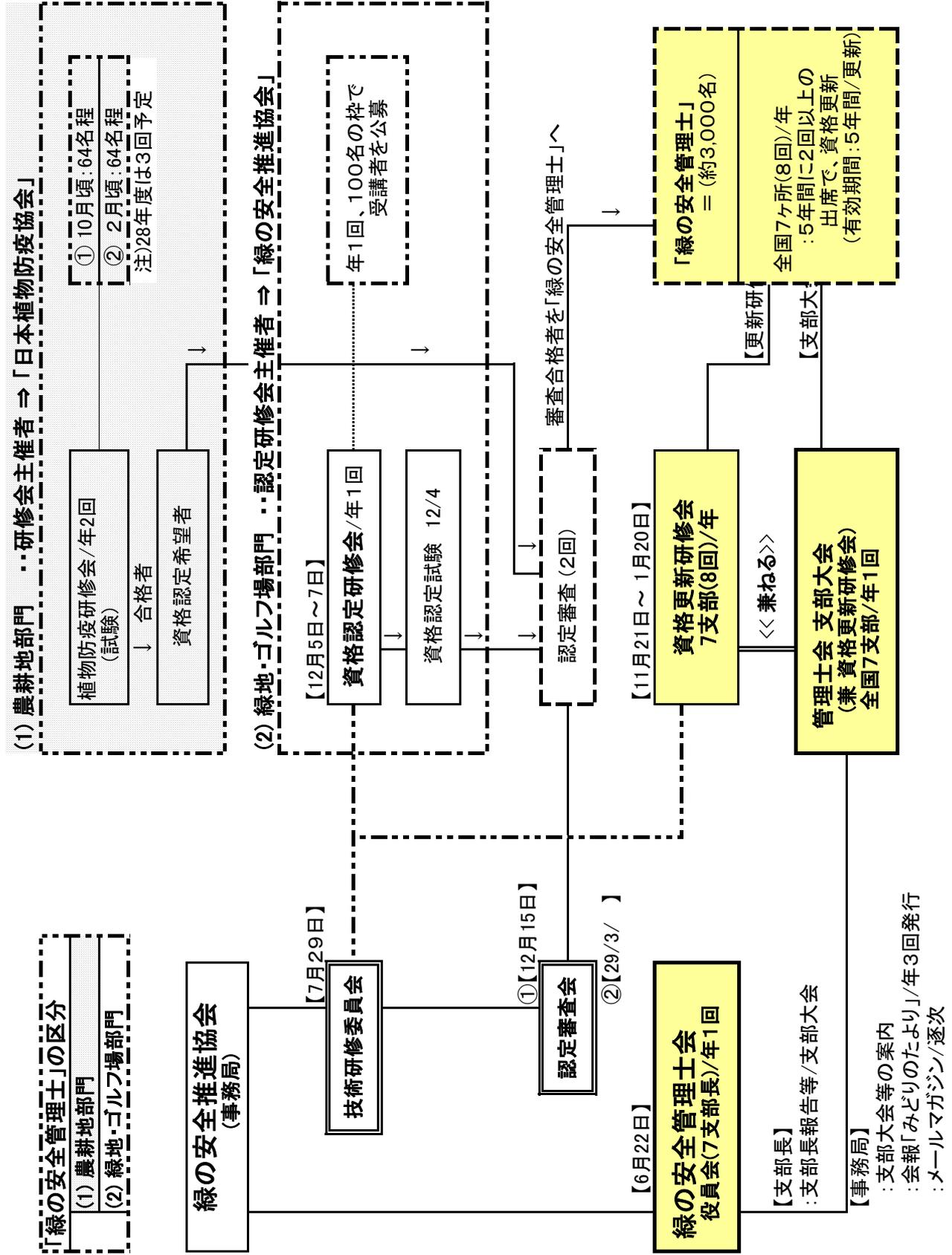
内訳は次のとおり。

- ①食品安全委員会の評価の結果、変更申請が必要となった農薬：1 成分（変更登録済み）
- ②食品安全委員会の評価前に農薬メーカーが、自ら試算して変更申請があった。  
農薬：18 成分（13 成分変更登録完了）  
（残り 5 成分\*：クロルフェナピル、チオジカルブ、トルフェンピラド、ピリダベン、フェナリモル）  
②については、事務連絡にて申請段階からお知らせを行い、それぞれのケースに応じて都道府県に対応を依頼している。

\*：これらの成分については変更申請中の情報に当たるため、その情報の取り扱いはH27. 4. 20付け事務連絡及びH27. 4. 20付け事務連絡に留意するようお願いする。

(1) 「緑の安全管理士」資格認定・資格更新等の仕組み — 平成28年度日程(案)反映 —

2016/12/19



## 『緑の安全管理士』連絡先等変更届出書

公益社団法人 緑の安全推進協会内  
緑の安全管理士会 事務局 御中

住所、連絡先（勤務する事業所、所属会社等）等が変更になりましたので、お届けいたします。

届出日 平成 年 月 日 認定番号 (No. )  
氏 名 ( )  
変更前の連絡先 ( )

※ 下記の変更事項に○をつけてください。

①会社名、②所属、③勤務先、④住所、⑤その他

### 【変更後】変更があった事項についてのみご記入ください。

1.勤務会社名等 <small>(ゴルフ場の方はゴルフ場名を記入)</small>		2.経営母体名 <small>(ゴルフ場の方のみ記入)</small>
3.所属部署及び支店名 又は営業所名等		
4.勤務先の所在地 <small>(郵便の送付先を記入)</small>	〒 ( — ) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	
5.自宅住所等	〒 ( — ) 必ずご記入ください。	
	TEL — —	FAX — —
	E-mail	

☆ ゴルフ場に勤務の場合、1.にゴルフ場名、2.に経営母体名を書いてください。会社等に勤務の方は1.に勤務会社名等、3.の所属部署や支店名又は営業所名をも記入してください。

☆ 勤務先がない場合(退職、自営等)は、5.に自宅住所等として、当協会と連絡が取れる連絡先を必ず書いてください(特に退職の場合は、1.勤務会社名等欄に「退職」と記入して、5の自宅住所等を必ず記入してください)。

☆ ご届出いただいた内容の個人情報、支部大会案内、更新研修会案内、認定証書の発送等の場合以外には使用いたしません。

● 「緑の安全管理士」は個人の資格です。転勤、退社等により、「連絡先」に変更が生じた場合には、速やかにこの届出書をご提出してください (FAX 可)。

● 当協会は本届出書に基づき貴殿の「緑の安全管理士」データの変更を行います。ご提出が遅れますと支部大会案内、更新研修案内、認定証書の発送等に支障をきたす事になりますのでご注意ください。

**送付先：公益社団法人 緑の安全推進協会 FAX：03-5209-2513**  
**E-mail：[midori@midori-kyokai.com](mailto:midori@midori-kyokai.com)**

[ここに入力]

公益社団法人 緑の安全推進協会 御中

『緑の安全管理士』認定証書および認定証 紛失等再発行願い

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="text-align: center;">写真貼付</p> <p style="text-align: center;">免許証サイズ</p> </div>	申請年月日	平成 年 月 日	
	認定番号	No.	
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	( 昭和・平成 ) 年 月 日生	
勤 務 先 名			
所 属 部 課			
勤 務 先 住 所	( 〒 - )		
勤務先 TEL/FAX	TEL :	FAX :	
勤務先 E-mail			
自 宅 住 所	( 〒 - )		
自 宅 TEL/FAX			
自 宅 E-mail			
再発行(紛失)書類名	1. 認定証 (名刺サイズ写真付)	2. 認定証書 (B 5サイズ証書)	
再発行(紛失)理 由	1. 紛失	2. その他 ( )	
分 野 別	1. 農耕地	2. 緑地・ゴルフ場分野	
認 定 年 月 日	平成	年	月 日
有 効 年 月 日	平成	年	月 日

- ★ 認定証書 (B5 サイズ証書) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- 認定証 (名刺サイズ写真付き) 再発行料金 ¥3,000 (送料込み)
- ※ 同封の郵便振替用紙でお振込み下さい。(振込手数料はご負担ください。)

- ★ 写真 2 枚送付のこと。
- ※ 1 枚は本願い書に貼付。もう 1 枚は裏に氏名を書いて裏返し、クリップ止めして同封。



# みどりのたより

第 67 号

発行日 平成 28 年 12 月 19 日

発 行 緑の安全管理士会 事務局

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3-3-4 (全農薬ビル 5 階)

公益社団法人 緑の安全推進協会 内

TEL : 03-5209-2511

FAX : 03-5209-2513

http : //www.midori-kyokai.com

Eメール : [midori@midori-kyokai.com](mailto:midori@midori-kyokai.com)

